

始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画

資料編



目 次

■始良市複合新庁舎建設検討委員会

資料 1	始良市複合新庁舎建設検討委員会条例.....	1
資料 2	始良市複合新庁舎建設検討委員会委員名簿.....	3
資料 3	始良市複合新庁舎建設検討委員会の経過.....	4
資料 4	諮問・中間報告・答申.....	5

■参考資料

資料 5	候補地検証資料.....	14
資料 6	必要面積の想定.....	17
資料 7	駐車場の適正規模.....	19
資料 8	市民説明会におけるご意見等の要旨と意見に対する考え方.....	20
資料 9	パブリックコメントによる意見等の概要と市の考え方.....	39
資料 10	ワーキンググループの概要と検討結果.....	45

始良市複合新庁舎建設検討委員会

資料 1 始良市複合新庁舎建設検討委員会条例

始良市複合新庁舎建設検討委員会条例

平成29年3月28日条例第9号

(設置)

第1条 本市における複合新庁舎（1つの施設の中に行政機能のほか、多様な機能を併せ持つ庁舎をいう。以下同じ。）建設に関する基本的な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、始良市複合新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 複合新庁舎建設に係る基本構想及び基本計画等の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、複合新庁舎建設に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあつては、市長が委員会を招集する。

(始良市報酬及び費用弁償等条例の一部改正)

3 始良市報酬及び費用弁償等条例（平成22年始良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

資料2 始良市複合新庁舎建設検討委員会委員名簿

(敬称略 順不同)

役職	氏名	性別	選出区分	団体名
委員長	やまお かずひろ 山尾 和廣	男	学識経験を有する者	第一工業大学
委員長 職務代理者	ありま すみはる 有馬 純春	男	学識経験を有する者	志學館大学
委員	のぐち はるまさ 野口 治將	男	公共的団体の代表者	始良市校区コミュニティ 協議会連絡会
委員	いまむら ただし 今村 忠	男	公共的団体の代表者	始良市校区コミュニティ 協議会連絡会
委員	ありむら よしひさ 有村 穆尙	男	公共的団体の代表者	始良市校区コミュニティ 協議会連絡会
委員	いわした ひろみ 岩下 博洋	男	公共的団体の代表者	始良市商工会
委員	ありま きょうこ 有馬 京子	女	公共的団体の代表者	始良市男女共同参画審議 会
委員	たけだ まさとし 竹田 正利	男	公共的団体の代表者	始良市身体障害者協議会
委員	とくなが あきみ 徳永 明美	男	公共的団体の代表者	老人クラブ連合会
委員	ゆのはら いちろう 湯之原 一郎	男	その他市長が必要と 認める者	始良市議会
委員	わだ さとし 和田 里志	男	その他市長が必要と 認める者	始良市議会 総務常任委員会
委員	もりかわ かずみ 森川 和美	男	その他市長が必要と 認める者	始良市議会 文教厚生常任委員会
委員	ゆもと ひでのぶ 湯元 秀誠	男	その他市長が必要と 認める者	始良市議会 産業建設常任委員会
委員	くきはら みえ 柗原 美恵	女	その他市長が必要と 認める者	始良市公共施設再配置検 討委員会
委員	もりた ちかこ 森田 千佳子	女	その他市長が必要と 認める者	始良市公共施設再配置検 討委員会

資料3 始良市複合新庁舎建設検討委員会の経過

会議日程	議題・協議内容等
委嘱状交付式 第1回委員会 平成29年5月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・始良市複合新庁舎建設検討委員会運営指針(案) ・始良市複合新庁舎建設検討委員会のあり方 ・複合新庁舎整備に関する基本構想(素案) ・平成29年度複合新庁舎建設検討委員会スケジュール(案) ・複合新庁舎建設検討委員会の会議日程と審議事項(案)
第2回委員会 平成29年6月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎の概要と課題 ・建築費用 ・複合新庁舎の必要性
第3回委員会 平成29年7月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所設置方式 ・基本的な考え方 ・本庁舎の建設場所 ・建替えた場合と耐震補強する場合の財政負担の比較
第4回委員会 中間報告手交式 平成29年8月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支所庁舎の建設 ・事務所設置方式 ・中間報告のまとめ ・市民説明会 ・市民アンケート
新庁舎建設先進地視察 平成29年8月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県出水市役所の視察 ・蒲生総合支所・加治木総合支所の現況視察
第5回委員会 平成29年9月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・複合新庁舎の基本方針と機能 ・事務所設置方式 ・自治会長アンケート ・市民説明会の報告
第6回委員会 平成29年10月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会の報告 ・市民アンケートの結果 ・出水市役所新庁舎視察の振り返り ・事務所設置方式 ・複合新庁舎の基本方針と機能 (その他) ・免震体験車の試乗
第7回委員会 平成29年11月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートのクロス集計と自由意見 ・複合新庁舎の基本方針と機能 ・建築計画
第8回委員会 平成29年11月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートのクロス集計 ・建築計画 ・事業手法 ・設計者選定手法
第9回委員会 平成29年12月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業手法 ・設計者選定手法 ・始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画について(答申)【案】
第10回委員会 答申手交式 平成30年1月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画(案) ・答申

資料 4 諮問・中間報告・答申



始行管第 68 号

平成 29 年 5 月 26 日

始良市複合新庁舎建設検討委員会 委員長 様

始良市長 笹山 義弘



始良市複合新庁舎建設基本構想・計画について（諮問）

下記の事項について、始良市複合新庁舎建設検討委員会条例第 1 条の規定に基づき諮問いたします。

記

1 諮問事項

始良市複合新庁舎建設基本構想・計画の策定等について

2 諮問趣旨

本市の本庁舎及び総合支所庁舎は、これまで旧町政、また合併後の始良市政の拠点として重要な役割を果たしてきました。しかし、竣工以来 60 年近く経過し、老朽化も進み、行政機能に支障をきたしていることや、現行の耐震基準を満たしていないため安全性への懸念があります。

また、行政機能の分散、高度情報化への対応、バリアフリー対応、さらには災害時の防災拠点施設としての機能不足などの課題を抱えている状況です。

多極ネットワーク型コンパクトシティの考え方を踏まえた上で、現在の庁舎が抱える様々な問題点の解消を行うだけの単なる庁舎の建替えではなく、1つの施設の中に、行政機能以外にも多様な機能を併せ持つ、新たな時代の庁舎の在り方である「複合新庁舎」として整備することが望ましいと考えました。

については、始良市の将来を見据え、市民にとって開かれた複合新庁舎の整備に係る基本構想・基本計画の策定について、貴委員会の意見を求めます。



平成 29 年 8 月 4 日

始良市長 笹山 義弘 殿

始良市複合新庁舎建設検討委員会
委員長 山尾 和廣

始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画についての中間報告

本委員会は、始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画についての諮問に応じ、複合新庁舎の整備や位置等について審議するため、平成 29 年 5 月 26 日に設置されました。現在までに、4 回の会議を実施し、複合新庁舎建設に向け慎重に検討を行ってまいりました。

事務所設置方式や複合新庁舎の機能等については継続検討中ですが、複合新庁舎建設のための基本的な事項について、市の現状を踏まえ検討した結果が下記のとおりまとめられましたので、中間報告いたします。

記

1 複合新庁舎整備の必要性について

地域防災拠点としての機能を果たすために、3 庁舎を建替える必要性がある。特に緊急性の高さを鑑みて、本庁舎を先行して建替える必要性がある。

多極ネットワーク型コンパクトシティを目指すために、本庁及び総合支所がその中心となるよう、行政機能だけでなく、様々な機能を備えた複合新庁舎として建設する必要性がある。

2 複合新庁舎建設に当たっての基本的な考え方

- (1) 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設
- (2) 地域防災拠点としての施設
- (3) ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい施設
- (4) 環境にやさしく、経済的な施設
- (5) 市民サービスの向上を実現化する施設
- (6) 機能性・効率性の高い施設

3 事務所設置方式について

継続して審議することとし、9月に実施する市民アンケートの結果をもとに検討することとする。

4 本庁舎の建設場所について

本庁舎の建設場所は、宮島町 25 番地の本庁舎敷地とする。

5 総合支所庁舎の建設について

公共施設再配置基本計画に基づき、周辺の公共施設を複合した、まちづくりの拠点、地域防災拠点として建設する。



第1回～第4回始良市複合新庁舎建設検討委員会における審議過程と付帯意見

1 複合新庁舎整備の必要性について

地域防災拠点としての機能を果たすために、3庁舎を複合新庁舎として建替える必要があることについて、現庁舎の現状と課題や建設単価について審議した。

地域防災拠点の観点では、加治木庁舎の耐震診断結果をもとに、旧耐震基準により建設された始良庁舎・蒲生庁舎の耐震性について議論し、建替えた場合と耐震改修工事等を実施した場合の費用やそれぞれのメリット・デメリットについて比較することについて要望し、第3回検討委員会において確認した。また、複合新庁舎の建設については、公共施設再配置検討委員会における検討結果によるものであることや、さらに、市民ニーズを確認する必要があること等について議論し、今後も継続して機能等について検討していくこととする。

2 複合新庁舎建設に当たっての基本的な考え方

始良市複合新庁舎建設基本構想（素案）11～12ページの複合新庁舎建設に当たっての基本的な考え方について審議し、以下の箇条書きのとおり意見を付す。

- ・ (2) 地域防災拠点としての施設について、庁舎機能と防災拠点機能の双方を満足するための検討や具体の計画が必要である。
- ・ (6) 機能性・効率性の高い施設について、「子どもからお年寄りまで皆が集まって団欒できる、毎日行きたくなるような場所」や「各種団体が自由に利用できるスペース」等の具体的な文言を付記すること。

3 事務所設置方式について

様々な行政課題、新たな行政需要に対応するため、行政組織及び行政機能を集約・整理（一部分庁方式から本庁方式への移行）し、更に質の高い市民サービスの提供に向け、窓口機能、地域振興機能等を充実することについて、本庁方式と分庁方式を比較しながら始良市の現状と課題について議論した。緊急時（災害等発生時）における災害対策活動に関する視点や、分庁方式による市民サービスの低下、事務の効率化や人員等経費の削減に関する視点により意見を交わしたが、事務所設置方式については、市民との合意形成が不可欠であり、次の箇条書きのとおり意見を付し、継続して審議することとする。

- ・ 本庁方式と分庁方式の比較について、評価根拠を明確にすること。
- ・ 現状と移行後の3庁舎の配置人員や来庁者等を示すこと。
- ・ 9月に実施する市民アンケートにより、市民の意見を確認すること。
- ・ 加治木、蒲生両総合支所の機能や整備計画について検討すること。
- ・ 本庁方式に移行した場合のメリット・デメリットを明らかにすること。

4 本庁舎の建設場所について

本庁舎の建設場所について、始良市の人口分布や多極ネットワーク型コンパクトシティ構想における地域拠点等から7か所の候補地を選定し利便性に関する評価から、始良本庁舎周辺の3か所の候補地が抽出された。各候補地の利便性、経済性・効率性、災害時の連携、災害時の安全性、他の行政計画での位置づけ、各種制限について評価し、これらを比較審議した結果、始良本庁舎敷地が最適地であるとの結論に達した。但し、駐車場や周辺道路について、併せて計画を進める必要がある。

5 総合支所の建設について

公共施設再配置基本計画における総合支所庁舎の建設について基本的な考え方を確認した上で、加治木、蒲生両総合支所庁舎に導入する機能の考え方や建設場所、事業スケジュールと市民参画について整理した。他自治体の支所整備の事例をもとに、加治木、蒲生両総合支所庁舎周辺の公共施設の現状を把握し、総合支所庁舎建設の基本構想について審議した。

審議の結果、公共施設再配置基本計画にあるように、総合支所庁舎は地域の防災拠点施設として、また、地域のまちづくりの拠点施設として建設することとし、次の箇条書きのとおり意見を付す。

- ・ より多くの市民参画の機会を設け、市民の意見を十分に取り入れ、反映させること。
- ・ 今後の需要、ニーズの変動に応えられる、柔軟な形態をとることができる施設のあり方を検討すること。



平成 30 年 1 月 18 日

始良市長 笹山 義弘 殿

始良市複合新庁舎建設検討委員会
委員長 山尾 和廣

始良市複合新庁舎建設基本構想・計画について（答申）

平成 29 年 5 月 26 日付け始行管第 68 号で諮問のあった始良市複合新庁舎建設基本構想・計画について、当委員会は、先進地の視察、市民アンケート及び市民説明会等で寄せられた市民のご意見も併せて、慎重に検討、協議を重ねました。結果、別添のとおり「始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画（案）」としてまとめましたので、併せて、下記の意見を付して答申します。

貴市におかれては、本答申の内容を尊重し、始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画を策定されるよう望みます。

記

- 1 市民説明会及び市民アンケートの意見を踏まえて地域防災拠点となり得る災害に強い庁舎、災害対応の指令塔としての役割を十分に果たすことができる機能についてさらに検討すること。
- 2 本庁舎の建設に当たっては、既存施設の有効活用を検討し、事業費の抑制を念頭におきながら計画すること。
- 3 総合支所庁舎の建設に当たっては、本庁方式に移行した後も、市民生活に直結する窓口、相談機能及び地域振興機能等はこれまで以上に充実させながら、さらに市民の利便性及び福祉の向上に資する総合支所のあり方を検討すること。
- 4 総合支所庁舎の建設に当たっては、地域が衰退しないように、より多くの市民参画の機会を設け、市民の意見を十分に取り入れ、反映させること。また、今後のニーズの変動に 대응される、柔軟な形態をとることができる施設のあり方を十分に検討すること。

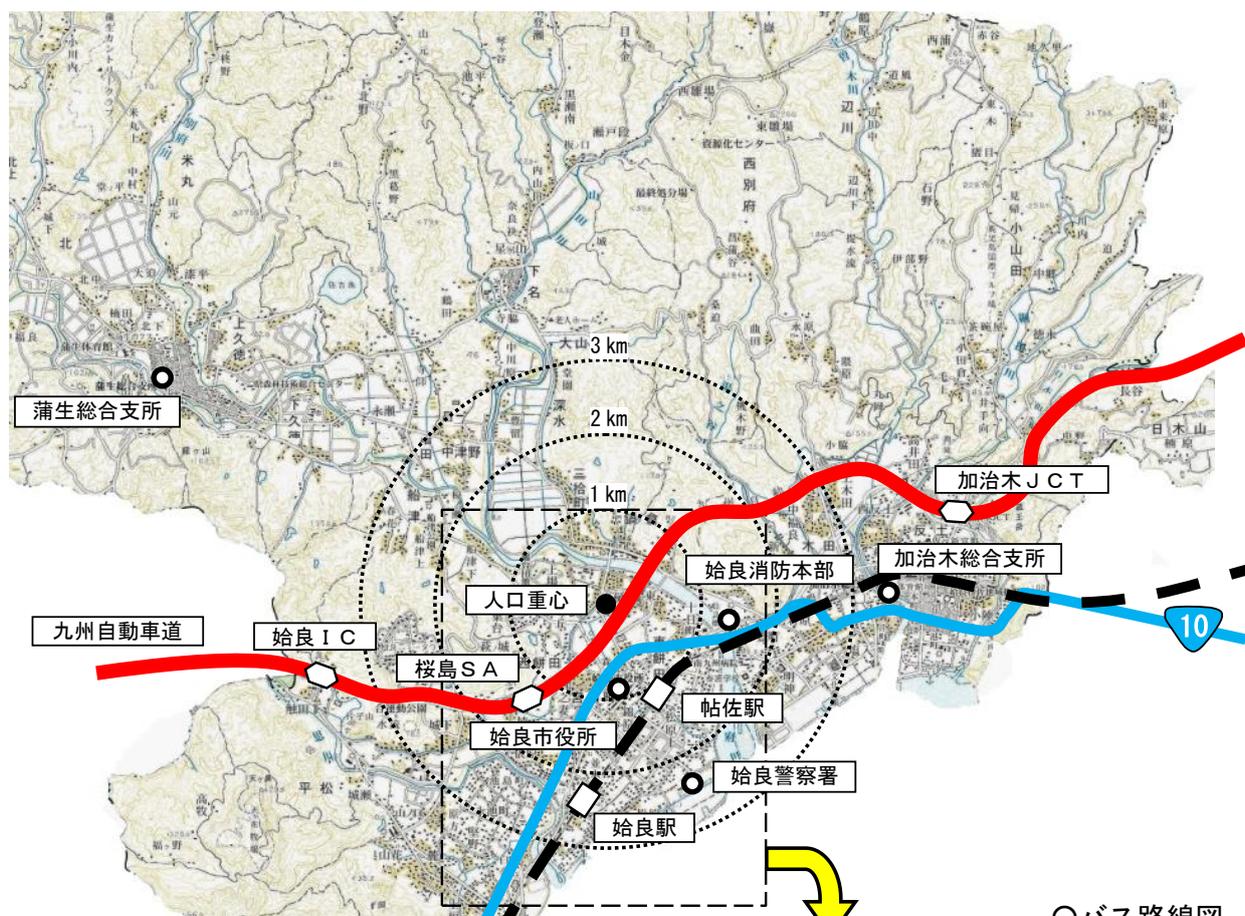
- 5 広報紙やホームページはもとより、出前講座等を積極的に活用し、幅広い世代の方々に情報を発信し、複合新庁舎を長く利用する若い世代の方々の意見をより多く取り込み、反映させること。
- 6 複合新庁舎の機能については、市民サービスの向上を図るために、ハード面だけではなく、ソフト面の充実も検討すること。
- 7 本庁舎へのレストラン等の設置については、慎重に検討すること。
- 8 設計者を選定する際は、審査を厳正かつ公平に行なうために、学識経験者等で構成する委員会等を設置すること。

始良市複合新庁舎建設検討委員会

役 職	氏 名
委員長	山尾 和廣
代理者	有馬 純春
委 員	野口 治將
委 員	今村 忠
委 員	有村 穆尚
委 員	岩下 博洋
委 員	有馬 京子
委 員	竹田 正利
委 員	徳永 明美
委 員	湯之原 一郎
委 員	和田 里志
委 員	森川 和美
委 員	湯元 秀誠
委 員	柊原 美恵
委 員	森田 千佳子

参考資料

資料5 候補地検証資料



○バス路線図

【補足】

- 市の面積の3.4%の領域に総人口の34.1%が居住し、集積度が非常に高い。
- 人口が本市の中で唯一顕著な増加傾向にあり、平成12年から10年間で約3,500人、1,600世帯増加。
- 本庁舎は、本地区の中心地にあり、市の主要な公共施設（公民館、中央図書館等）が立地。
- 総合病院的な機能を持つ青雲会病院から近い距離にあり、独立行政法人南九州病院や大井病院、小児科など周囲に医療機関も多数存在する。
- 鉄道、バス、買い物等の利便性が高い。
- 九州縦貫道、国道10号、JR日豊本線等がとおり、エリア内に2つの駅を有するなど、鹿児島市及び霧島市方面への交通の要衝である。
- 本市の市街地を構成する中心付近にあり、イオンタウンも近くに開業し、桜島SAにはスマートICも整備予定である。



建設候補地の評価一覧

区分	内容	① 本庁舎敷地		② 始良公民館広場		③ 始良中央図書館駐車場	
		概要	採点	概要	採点	概要	採点
利便性	最寄のJR駅からのアクセス	■JR帖佐駅（約650m） 徒歩 約10分 バス ふるさとバス 6本 200円 3庁舎間バス 3本 140円 南国交通 14本 140円 タクシー 620円	2	■JR帖佐駅（約700m） 徒歩 約10分 バス ふるさとバス 6本 200円 3庁舎間バス 3本 140円 南国交通 10本 140円 タクシー 620円	2	■JR帖佐駅（約800m） 徒歩 約10分 バス ふるさとバス 6本 200円 3庁舎間バス 3本 140円 南国交通 14本 140円 タクシー 620円	2
	徒歩可能なバス停	■始良市役所バス停（約20m） 3庁舎間バス 行先数（2か所） 1日本数（6本） ふるさとバス 行先数（3か所） 1日本数（12本） 南国交通（民間） 行先数（8か所） 1日本数（25本） ■始良市役所前（約250m） 鹿児島交通（民間） 行先数（6か所） 1日本数（54本） 南国交通（民間） 行先数（10か所） 1日本数（29本）	3	■帖佐（旧道）バス停（約260m） 3庁舎間バス 行先数（2か所） 1日本数（6本） 南国交通（民間） 行先数（4か所） 1日本数（8本） ■帖佐（県道）変電所前（約340m） ふるさとバス 行先数（4か所） 1日本数（12本） 南国交通（民間） 行先数（7か所） 1日本数（34本）	2	■始良市役所西バス停（約360m） 南国交通（民間） 行先数（2か所） 1日本数（2本） ■始良市役所バス停（約20m） 3庁舎間バス 行先数（2か所） 1日本数（6本） ふるさとバス 行先数（3か所） 1日本数（12本） 南国交通（民間） 行先数（8か所） 1日本数（25本）	2
	主要国道10号線へのアクセス	国道10号線宮島北交差点入口まで140m	2	国道10号線宮島北交差点入口まで300m	1	国道10号線宮島北交差点入口まで70m	3
	接面道路（車道幅、歩道状況、道路区分）の状況	東：市道6m（歩道なし） 西：市道12m（車7m+歩2.5m×2） 南：市道7.7m（歩道なし） 北：市道6m（歩道なし）	3	東：市道12m（車10m+歩2m） 西：なし 南：なし 北：国道41m（車8-18-8m+歩3m×2）	2	東：市道12m（車7m+歩2.5m×2） 西：なし 南：なし 北：国道26m（車18m+歩4m×2）	2
	来客用駐車場の敷地確保の必要性	無	3	有	1	無	3
	周辺にある金融機関等	■金融機関 南日本銀行 約80m 鹿児島銀行 約90m 鹿児島興信 約150m 鹿児島信用金庫 約200m ■郵便局 帖佐駅前郵便局 約150m	3	■金融機関 JAあいら 約230m ■郵便局 イオンタウン始良内郵便局 約500m	1	■金融機関 南日本銀行 約250m 鹿児島銀行 約220m 鹿児島興信 約310m 鹿児島信用金庫 約300m ■郵便局 帖佐駅前郵便局 約280m	3
	県地域振興局との直線距離	4.1km	2	3.7km	3	4.2km	2
	各総合支所との直線距離	加治木総合支所3.4km 蒲生総合支所6.6km	2	加治木総合支所3.0km 蒲生総合支所6.7km	2	加治木総合支所3.6km 蒲生総合支所6.6km	2
	人口重心（荒武整形外科付近）との直線距離	0.9km	2	0.7km	2	0.9km	2
	評価/○27-21 △20-15 ×14-9	○	22	△	16	○	21

区分	内容	① 本庁舎敷地		② 始良公民館広場		③ 始良中央図書館駐車場	
		概要	採点	概要	採点	概要	採点
経済性・効率性	合併推進債の活用	推進債の活用は可能	3	推進債の活用は可能（ただし解体費用は対象外）	2	推進債の活用は可能（ただし解体費用は対象外）	2
	本体工事費以外に必要とされる主な経費	造成費用	3	造成費用 周辺道路整備費用	2	用地取得費 造成費用 周辺道路整備費用	1
	既存庁舎の活用及び連携	2号館、5号館の活用が可能	3	不可	1	不可	1
	公用車・職員駐車場の確保整備の必要性	有	2	有	2	有	2
	評価/○12-10 △9-7 ×6-4	○	11	△	7	×	6
災害時の連携	災害対策時の関係機関との直線距離	始良中央消防署1.5km 始良警察署1.4km	3	始良中央消防署1.1km 始良警察署1.6km	3	始良中央消防署1.7km 始良警察署1.5km	3
	評価/○3 △2 ×1	○	3	○	3	○	3
災害時の安全性	予測震度（直下型地震（マグニチュード6.9）を想定）	7	2	6強（6.4）	3	7	2
	液状化発生確率	1～3%	3	10～12%	1	1～3%	3
	海拔	9m	3	6.5m	2	9m	3
	評価/○9-7 △6-5 ×4-3	○	8	△	6	○	8
他の行政計画での位置づけ	第1次総合計画での位置づけ	南部地域	2	南部地域	2	南部地域	2
	都市計画マスタープラン	始良東部地区	2	始良東部地区	2	始良東部地区	2
		中心商業業務地	3	近隣商業地	3	複合住宅地	1
		都市中心拠点・商業業務交流拠点	3	都市中心拠点・商業業務交流拠点	3	都市中心拠点・商業業務交流拠点	3
	評価/○12-10 △9-7 ×6-4	○	10	○	10	△	8
各種制限	想定敷地面積	約6,860㎡（2、5号館は、除く）	2	約8,000㎡	3	約4,690㎡	1
	都市計画区域	内	2	内	2	内	2
	用途地域	商業地域	3	第二種住居地域	1	準住居地域、第二種住居地域	1
	容積率/建ぺい率	400/80	3	200/60	1	200/60	1
	建設可能な建物面積	約27,440㎡	3	約16,000㎡	3	約8,920㎡	1
	絶対高さ制限	無	2	無	2	無	2
	道路斜線制限	有（勾配1.5 適用20m）	3	有（勾配1.25 適用20m）	2	有（勾配1.25 適用20m）	2
	隣地斜線制限	有（H≤31m+2.5L）	3	有（H≤20m+1.25L）	2	有（H≤20m+1.25L）	2
	北側斜線制限	無	2	無	2	無	2
	日影規制	無	3	有（10m超 4mで5h、3h）	2	有（10m超 4mで5h、3h）	2
	22条地域	内	2	外	3	内	2
	地区計画	無	2	無	2	無	2
	埋蔵文化財包蔵地	外	2	内（一部）	1	外	2
	農業振興地域整備計画	外	2	外	2	外	2
評価/○42-33 △32-23 ×22-14	○	34	△	28	△	24	
合併協定項目	「新市の事務所（本庁）の位置は、始良町宮島町25番地（始良庁舎）とする。」						
評価合計/○105-82 △81-58 ×57-35	○	88	△	70	△	70	

資料6 必要面積の想定

本庁舎の行政機能部分の規模（延床面積）については、「総務省の起債事業対象標準をもとに算定する方法」、「新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を元に算出する方法」、「他自治体の庁舎建設事例から求める方法」と3つの方法で、必要面積を想定する。

1 起債事業対象標準（総務省）をもとに算定する方法

起債面積基準は、市町村の事務を簡素化するとの理由により平成22年度に廃止された。しかし、引き続き一定の指標として活用されていること、また、先進地の多くも同基準により算定していることから、平成22年度の同基準により延床面積を算定します。なお、この起債面積基準には、防災機能、電算関係スペース等算入されていない機能スペース等があるため、その他庁舎に必要と思われる機能の面積を別途加算する必要があります。

○ 起債面積算定基準（総務省）による面積

区 分		算出根拠				算出面積 (㎡)	
		職員数	換算率	換算職員数	基準面積(1人当たり)		
1	執務室	特別職	4	20	80	換算職員数×4.5㎡	360
		部長	8	9	72		324
		次長・課長	38	5	190		855
		課長補佐・係長	93	2	186		837
		一般職員	357	1	357		1607
	小 計	500	—	—	—	3,983	
2	倉庫	1の面積×13%				518	
3	会議室等	会議室、電話交換室、 便所等その他諸室	常勤職員数×7.0㎡			3,500	
4	玄関室等	玄関(共用スペース)、 廊下、階段その他交通部分	各室面積(1+2+3)×40%			3,200	
5	議会関係諸室	議場、委員会室、議員控室	議員定数24人×35.0㎡			840	
合 計						12,041	

※ 総務省の地方債同意における基準であるため、防災機能や市民スペースの配慮はしていません。

2 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を元に算出する方法

国土交通省が示す新営一般庁舎面積算定基準は、各府省の営繕事務の合理化・効率化のために設けられた基準。

○ 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）による面積

区 分		算出根拠				算出面積 (㎡)	
		職員数	換算率	換算職員数	基準面積(1人当たり)		
1	執務室	特別職	4	18	72	換算職員数×3.3㎡ ×1.1	261
		部長	8	9	72		261
		次長・課長	38	5	190		690
		課長補佐	41	2.5	102.5		372
		係長	52	1.8	93.6		340
		一般職員	357	1	357		1,296
		計	500	—	887.1		—
2	会議室	100人当たり40㎡、以降10人増すごとに4㎡増加。基準の10%増で算出。				220	
3	電話交換室	換算職員が600～800人	887.1	標準面積	68㎡	68	
4	倉庫	1の面積(10%増前)×13%				381	
5	宿直室	1人10㎡、1人増すごとに3.3㎡				10	
6	庁務員室	1人10㎡、1人増すごとに1.65㎡(3名想定)				13	
7	湯沸室	9.9㎡×4か所(4階建を想定)				40	
8	受付	最小6.5㎡				7	
9	便所及び洗面所	職員数(人)	500	標準面積	0.32㎡/人	160	
10	医務室	職員数500～600人の場合		標準面積	130㎡	130	
11	売店	職員数(人)	500	標準面積	0.085/人	43	
12	食堂等	職員数500～600人の場合		標準面積	237㎡	237	
小 計①(1～12)						4,529	
13	固有業務室	窓口機能、防災機能、保管機能、業務支援機能、市民機能等(職員1人当たり7㎡で計算) ※総務省基準の諸室の指数を準用(新営一般庁舎面積算定基準にないため)				3,500	
14	議場・委員会室 議員控室等	議員数(人)	24	標準面積	35㎡/人	840	
※総務省基準を準用(新営一般庁舎面積算定基準にないため)							
15	機械室	1～14の面積計が5,000～10,000㎡の場合		標準面積	831㎡	831	
16	電気室	同上		標準面積	131㎡	131	
17	自家発電室	同上		標準面積	29㎡	29	
18	玄関、広間、廊下、階段等	1～17の計 (1、2は10%増前)	9,547	指数	0.4	3,819	
小 計②(13～18)						9,150	
合 計(①+②)						13,679	

資料7 駐車場の適正規模

1 来庁者用駐車場の適正規模

駐車場の適正台数の算出については、一般的に「市・区・町・役所の窓口事務施設調査」（関龍夫）及び「最大滞留量の近似的計算方法」（岡田正光）によって算定することとします。

まず、1日の来庁台数を求めます。人口に対する来庁者の割合は、一般的に所属人口の0.9%前後が窓口部門、窓口以外が0.6%前後とされ、その合計1.5%が来庁者と想定されます。

※ 算定条件

・ 想定人口	: 77,000 人
・ 来庁舎割合	: 窓口 人口の 0.9% 窓口以外 人口の 0.6%→0.72% (庁舎を複合化することにより 2割増で想定する)
・ 車での来庁割合	: 70% (市民アンケート問 9 の結果による)
・ 本庁への来庁割合	: 60% (市民アンケート問 5～問 7 の結果による)
・ 集中率	: 30%
・ 窓口部門の平均滞留時間	: 20 分と仮定
・ 窓口部門以外の平均滞留時間	: 60 分と仮定

1日当たりの来庁台数＝始良市人口×来庁者割合×車での来庁割合

〈窓 口〉 来庁台数 = 77,000 人 × 0.9% × 60% × 70% ≒ 291 台

〈窓口以外〉 来庁台数 = 77,000 人 × 0.72% × 60% × 70% ≒ 233 台

また、「最大滞留量の近似的計算方法」によると、「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う」とされています。これにより、必要駐車台数は次の算式により求めます。

必要駐車台数

＝最大滞留量＝1日当たり来庁台数（台/日）×集中率×平均滞留時間（分）/60分

〈窓 口〉 必要駐車台数 = 291 台/日 × 30% × 20/60 分 ≒ 29 台

〈窓口以外〉 必要駐車台数 = 233 台/日 × 30% × 60/60 分 ≒ 70 台

以上から、来庁者用駐車場の必要台数は、約 100 台と算出されます。

2 現在の本庁舎の来庁者駐車場の台数

駐車場	台数
本館中庭駐車場	28台
2号館来客者用駐車場	97台
2号館裏来客者用駐車場	13台
本館東側駐車場	18台
合 計	156台

資料 8 市民説明会におけるご意見等の要旨と意見に対する考え方

1 複合新庁舎建設に関する市民説明会（中間報告を受けて）

日 時	平成 29 年 8 月 28 日（月）午後 7 時 00 分から午後 8 時 20 分	
場 所	始良市文化会館 加音ホール 会議室 1～3	
参加人数	84 人 ほか報道 1 人	
No	質疑・意見の要旨及び内容	回答（意見に対する考え方）
1	本庁方式、分庁方式のメリット、デメリットは具体的にどのようなものか。	<p>本庁方式のメリットは、1か所に集約されることです。このことにより、災害対策などの際、速やかな対応が可能であり、意思伝達や指示がしやすくなります。</p> <p>分庁方式のメリットは、加治木地区にお住まいの方で教育部局に用件のある方、蒲生地区にお住まいの方で農林水産部や農業委員会に用件のある方については、距離的に近いという点が挙げられます。</p>
2	教育部、農林水産部、農業委員会を本庁に集約すれば、本庁が混雑し、駐車場が不足するのでは。	現在のままでは、駐車場不足が見込まれますので、立体駐車場の建設も含めて検討を進めます。
3	教育部を加治木庁舎に残して欲しい。職員数が減れば、まちが疲弊するのでは。	地域づくりや地域活性化の拠点として、総合支所周辺の公共施設の統合等も検討しながら、人が集まる地域のまちづくりの中心となる総合支所のあり方について、これから考えていきます。
4	庁舎の供用開始時の人口等のシミュレーションの下に、計画を進めるべき。3地区とも、その時期のシミュレーションを。	ご意見として承ります。
5	<p>本庁舎の建設費用は 60 億円と示されているが、各支所まで含めた全体事業費は。</p> <p>また、その費用は、どこから捻出するのか。</p>	<p>総合支所の整備計画の中で、複合化を検討する機能や施設について決まっていない状況であり、現時点では、金額の提示は困難です。</p> <p>建設費用は、一般財源に加え、合併推進債を活用する予定です。</p>
6	若い世代への周知、意見の集約を。	市民参画の取組みでは、地域懇話会（仮称）の設置や市民ワークショップの実施を予定しています。その際は、若い世代に幅広く呼びか

		けたいと考えています。
7	市役所庁舎の利用率が低いのはなぜ。 この利用率についてどのように捉えているか。	公共施設再配置基本計画を策定する際のアンケート調査において、市民の約70%が利用していないという結果となりました。主な理由として、利用する必要性がないことが挙げられます。これを踏まえ、行政機能だけではなく、市民の皆さんが利用しやすい、気軽に訪れることができる複合施設を検討していきたいと考えています。
8	市役所庁舎の利用率が低いのは、市役所の業務等の認知度が低いから。業務や講座等について情報発信すべきでは。	ご意見として承ります。
9	複合新庁舎建設検討委員会の委員15人の中に加治木地区の議員が入っていないのはなぜ。今から入れることは可能か。	市議会から4人の委員の選出を依頼しました。議会の自主性や独立性の観点から、選出に関することは、全て市議会にお任せしました。市議会では、複合新庁舎について特別委員会が設置され、市議会議員の代表の委員の方は、そこで集約された意見をもとに複合新庁舎建設委員会の審議にご参加いただいています。
10	加治木、蒲生の支所の行政機能、窓口機能については明文化すべきでは。	当然あるべき機能と考えています。地域振興についても、これまでの機能を維持し、さらに地域防災に関する機能も検討を進めています。明文化については、誤解を招かない表現に努めたいと考えています。
11	各部署の利用率について確認しているか。また、市民アンケートにより事務所設置方式の方向性が見えることから、その結果を知らせてほしい。	9月に実施する市民アンケートでは、各部署の利用率について把握できるものと考えています。アンケート結果は、広報紙や始良市ホームページ等によりご報告したいと考えています。
12	17の校区コミュニティ協議会と複合新庁舎との関係性について考慮し、各コミュニティ協議会の意見を集約して欲しい。	立地適正化計画の策定に向けて、まちづくりの観点から市民ワークショップの開催を予定しています。校区コミュニティの代表にも参加していただき、これからのまちづくりに必要な機能について議論いただきたいと考えています。

日 時	平成 29 年 8 月 29 日（火）午後 7 時 00 分から午後 8 時 20 分	
場 所	始良公民館 会議室 1～3	
参加人数	49 人 ほか報道 1 人	
No	質疑・意見の要旨及び内容	回答（意見に対する考え方）
1	複合新庁舎建設事業により、他の市民サービスの低下が起きるのではとの不安がある。	熊本地震では、庁舎の倒壊等により、一部の行政機関が使用不能となりました。このような状況では、普段の生活を支える機能が一時的に停止することとなります。本事業は、市民の皆さんの安全安心を確保するためにも、50 年に一度の大事業として進めていかなければなりません。他の市民サービスや事業に影響を及ぼすことが無いよう、財政負担の軽減に努めながら事業を進めたいと考えています。
2	地域防災拠点施設とは。	災害時の情報収集や分析、職員への指示等を実施する災害対策機能を備えた施設のことです。また、災害発生時の被災者の一時避難場所や避難広場、避難生活に必要な食料、毛布、資機材等を備蓄する施設です。
3	複合施設は、他市の事例のようなものか。	支所の整備に関する先進事例には、証明発行等の窓口機能や保健機能、子育て支援機能のほか、市民の皆さんが自由に使えるホールや会議室、コンビニエンスストア等を複合したものがあります。今後、市民の皆さんの意見を伺いながら検討を進めたいと考えています。
4	様々な機能を複合した場合、利用率がどの程度改善する見込みか。	行政機能だけでは、なかなか利用率が上がらないのが現状です。市民ホールや会議室など、市民の皆さんが集まり、コミュニティの場となる施設を整備することで、利用率が改善されるものと考えています。
5	各施設（公民館、高齢者福祉センターなど）が分散している方が使い勝手が良いのでは。	例えば、高齢者福祉センターなどが現状のままであれば、集約の考え方も変わります。市民の皆さんのご意見を伺いながら、検討を進めたいと考えています。
6	事業費はあくまでも概算として、今後も変動する認識でよいか。	お示した金額は、他の自治体の庁舎建設単価を参考に算出したものです。庁舎の規模や用途、経済状況などにより変動することがあります。

	<p>この事業の実施によって、財政状況は悪化するのでは。扶助費はこれまでどおり確保されるのか。</p>	<p>建設事業を実施すれば、投資的経費が増大することは事実ですので、このような大きな事業の前後には同経費の節約が必要です。子どもや高齢者の医療費などの扶助費については、最も重要な市民サービスのひとつと考えますので、サービスの低下を招かないよう、また、財政負担の軽減に努めながら事業を進めたいと考えています。</p>
7	<p>全体事業費はどのくらいかかるのか。</p> <p>解体工事費や備品費は。</p> <p>本庁舎の建設単価を1平方メートル当たり50万円としているが、一般的に考えて非常に高額ではないか。</p> <p>東京オリンピックや鹿児島国体を控え、もっと費用がかかるのでは。</p>	<p>総合支所の整備計画の中で、複合化を検討する機能や施設について決まっていない状況であり、現時点では、金額の提示は困難です。</p> <p>本庁舎の解体工事費は5,700万円程度を見込んでいます。備品類その他については、本庁舎の規模などを検討しながら算出します。</p> <p>他の自治体の庁舎建設平均単価を43万円と算出し、消費税の改正や建設労務単価及び諸経費の上昇を15%程度と見込んで算出しました。一般的に考えると非常に高額な印象があると思います。災害時拠点施設として市民の皆さんの安全安心を守る庁舎には、相応の耐震強度等が求められており、算出された金額は目安として妥当であると考えています。</p>
8	<p>支所の整備事例として示された施設は、始良市と同程度の人口規模、財政規模の自治体のものなのか。</p>	<p>自治体の規模ではなく、複合庁舎の整備事例として示しました。</p>
9	<p>説明会の時間について。子育て世代は、このような時間帯に参加できない。若い世代の意見集約をどのように考えているか。</p>	<p>今後、このような説明会を開催する際には、ご指摘を踏まえて、開催時間などを検討したいと考えています。</p> <p>また、出前講座の制度により、ご要望のある団体などがあれば、こちらから説明にお伺いします。</p>
10	<p>建設費用が高い。</p> <p>付帯工事や支所の整備まで合わせると、全体では100億円ほどかかるのでは。</p>	<p>No.7のとおりです。</p>
11	<p>高齢者福祉センターや働く女性の家などの施設を市役所</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

	の庁舎に集約すれば、高齢者のことを考えれば、ますます利用しづらくなるのでは。集約にこだわらず、コンパクトな庁舎の整備を。	
12	<p>複合新庁舎建設検討委員会の委員の年齢構成は。</p> <p>若年層が少ない委員構成により検討を進めることについてどのように考える。</p> <p>無駄なお金の使い方をしないためにも、より広く意見を収集すべき。</p>	<p>30代が1人、50代、60代が中心です。</p> <p>市民の皆さんには、市民アンケートや説明会、広報紙、ホームページ、出前講座などにより情報提供に努め、少しでも多くの若い世代のご意見を伺いたいと考えています。これらの結果やご意見を参考に、検討委員会ではご審議いただきたいと考えています。</p> <p>ご意見として承ります。</p>

日 時	平成 29 年 8 月 30 日（水）午後 7 時 00 分から午後 8 時 20 分	
場 所	重富地区公民館 大会議室	
参加人数	51 人 ほか報道 2 人	
No	質疑・意見の要旨	回答（意見に対する考え方）
1	建設候補地は、現在の本庁舎の敷地が最適地であると複合新庁舎建設検討委員会で中間報告が出されているが、本庁舎に入れる機能、必要な面積を検討した上で、現在の本庁舎敷地がよいとしたのか。	候補地は市内全域で6か所ありました。その中から、利便性、経済性、災害時の対応などを考慮して現在地が最適との結論に至りました。本庁舎の延床面積は12,000㎡を提案しており、必要面積は確保されると考えております。
2	ホームページに複合新庁舎建設検討委員会の議事録や資料などの情報が公開されているが、掲載場所がわかりにくい。	情報発信については、ホームページや広報あいら等を積極的に活用し、常に最新情報の提供に努めます。始良市ホームページ内の検索ボックスに「複合新庁舎」「新庁舎」などのキーワードを入力いただければ閲覧できます。

		<p>※始良市ホームページの最初のページの下にある「クローズアップ」や「注目記事」からも閲覧できるようにしています。</p>
3	<p>地域防災拠点として、災害に強い庁舎とは。</p>	<p>始良市地域防災計画では、鹿児島湾直下、南海トラフ巨大地震ともに震度5強から6弱を想定しています。このような地震動に耐えられるばかりではなく、災害対策の初動体制が確保され、市民の皆さんへの手当てや被災者への支援が速やかに実行できる庁舎のことです。一時避難場所としての機能も検討しています。</p>
4	<p>行政機能以外の機能とは、どのようなものか。</p>	<p>市民アンケートや市民ワークショップなどでご意見やアイデアを伺いたいと考えています。</p> <p>また、市民の皆さんが自由に使える会議室やホール、周辺の公共施設等の複合化も含めて検討します。</p>
5	<p>相談スペースがなく、プライバシーが守れない。相談スペースをぜひ確保して欲しい。</p>	<p>新庁舎では、独立した相談スペースや相談室が設けられるように検討します。</p>
6	<p>災害対応の司令塔として、災害が起こっても最後まで残る庁舎にして欲しい。</p> <p>災害対策基本法や国民保護法に則り、地下シェルターも検討すべきと考える。</p>	<p>災害時は、最後まで市民の皆さんの支援を行なうことが行政の務めです。災害の情報収集や分析、把握、避難所の運営、支援物資の受渡しなど、災害時にあっても機能し続ける庁舎を建設したいと考えています。</p>
7	<p>重富地区は住民が増加傾向にあり、用途地域の第1種低層住居専用地域を狭めて欲しい。そうすれば、利活用できる土地が出てくる。</p>	<p>重富地区公民館周辺は、第1種低層住居専用地域により建物の用途が規制される地域があります。平成29年8月には用途地域の一部見直しも実施しました。用途地域は、これまで20年近く見直されていませんでしたので、今後は、一定期間で見直す体制をとり、まちづくりをしていきたいと考えています。</p>
8	<p>市民アンケートやパブリックコメントにより様々な意見を収集することは重要。この意見の取りまとめについて、複合新庁舎建設検</p>	<p>市民アンケートなど市民の皆さんから直接お伺いする意見と、複合新庁舎建設検討委員会でご審議いただく意見は、同時進行で集約したいと考えています。</p>

	<p>討委員会と市民の意見、どちらかが先行するのか、同時進行か。</p>	<p>年内をひとつの目途に、委員会から答申をいただき、その後、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんの貴重なご意見をいただきたいと思います。</p>
9	<p>新庁舎ができるまでの間に、もし災害があったら、どのような体制をとるのか。熊本地震のような地震があれば、本庁舎は確実に倒壊する。耐震補強はとてできない状態だと思われる。早急に建替えを。</p>	<p>新庁舎完成までに5年ほどの歳月が必要です。災害時に、現在の本庁舎は倒壊の恐れがありますが、臨機応変な対応ができるよう、組織の体制のあり方として、昨年度、業務継続計画（BCP）を作り上げました。市民の皆さんに防災情報を発信する防災無線の操作卓についても、本館と2号館のどちらでも機能確保ができる取組みも検討しています。完成までの間、様々な工夫をしながら安全安心な暮らしを支えていきたいと考えています。</p>
10	<p>想定震度6弱に耐えうる建物を目指すとのことだが、熊本地震の最大震度は7では。6弱の設定では弱いのでは。</p>	<p>鹿児島県により実施された地震被害予測調査に基づき、始良市地域防災計画では震度5強から震度6弱を想定しています。震度6弱でも庁舎の機能を確保するためには、震度7には耐えなければならないと考えています。</p>
11	<p>新庁舎の建設には賛成。本庁舎と別に蒲生と加治木の総合支所の整備も控えているが、今後、30年度にかけて、アンケートや市民の座談会などを実施し、そこでの意見等を加味しながら両庁舎の整備についても十分に検討してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
12	<p>建設地は、ぜひとも現在の本庁舎敷地にしてほしい。イオンタウンもでき、帖佐駅にも近い。他の候補地は考えず、利便性の高い現在の本庁敷地に、良い建物を建設してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

13	<p>本庁舎の敷地は現在地で決定したとなっているが、評価項目の各種制限では、他の候補地と 10 ポイントの差がある。具体的な内容は。</p>	<p>まず、都市計画区域の内外については全ての候補地で、同じ評価となりました。</p> <p>次に、用途地域に関連する建築制限、建ぺい率、容積率、道路・隣地斜線制限等の高さ制限、日影規制、法 22 条区域や地区計画等、また、埋蔵文化包蔵地や農業振興地域の内外等により採点した結果、本庁舎敷地が 34 ポイント、公民館広場が 28 ポイント、図書館駐車場が 24 ポイントと評価されました。</p>
14	<p>本庁舎の建設予定地は、初めから決まっていたのでは。</p>	<p>市有地で、一定規模の土地について公平に検討しました。本庁舎敷地は、用途地域が商業地域であり、建物に関する規制が少なく、最も自由度が高い条件で計画することができます。想定する 12,000 m²という建物面積については、どの候補地でも対応できますが、庁舎にどのような機能を入れるか検討する際に最も有利であり、総合的に見ても評価が高いと考えています。この評価について複合新庁舎建設検討委員会でご審議いただいた結果、建設地が決定しました。</p>
15	<p>事業工程では、新庁舎完成が 5 年後とされているが、時間をかけすぎでは。もっと早くすべきでは。耐震を意識して、強固な庁舎を建設してほしい。</p>	<p>可能な限り早く完成しなければならないとも考えています。見た目やデザイン性を重視せず、実用性や丈夫さをしっかりと求めて事業を進めていきます。</p>
16	<p>コミュニティ FM がイオンタウンのスタジオから発信されているが、本庁舎にこのようなスタジオがあってもいいのでは。災害に軸足を置いた計画でもあり、防災情報も発信する FM スタジオが危機管理課に隣接していれば、便利で特徴的な庁舎になるのでは。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
17	<p>建物計画、ハード面の説明会だが、ソフト面、運用面の話も重要。機能や運用面について市民が意見</p>	<p>現時点では、ハード面について複合新庁舎建設検討委員会でご審議いただいております。機能、運用面については、今後、検討していきます。検討委</p>

	を述べる場合は、パブリックコメントしかないのか。	員会から答申をいただいた後で、パブリックコメントを実施しますが、その時期に全体像を示しながらご意見を承りたいと考えています。また、その方法についても検討していきたいと考えています。
18	合併推進債の活用期限と限度額は。	活用期限は平成 36 年度までで、限度額はありません。
19	本庁舎の建設費 60 億円は、十分に節約しての金額か。または、人口割合などからたたき台として算出したものか。	新庁舎の職員数を想定し、さらに想定延床面積 12,000 m ² を算出しています。この床面積に、別途算出した 1 m ² 当たりの建設単価 50 万円をかけて建設費用としています。 金額の妥当性も含めて、市民の皆さんからのご意見を承りながら検討していきたいと考えています。

日 時	平成 29 年 8 月 31 日 (木) 午後 7 時 00 分から午後 8 時 00 分	
場 所	山田地区公民館 大会議室	
参加人数	22 人	
No	質疑・意見の要旨	回答（意見に対する考え方）
1	<p>本庁舎は現在地で建替えるとのことだが、山田口周辺に新庁舎ができればよいと思っていた。新庁舎は何階建ての予定か。</p> <p>現庁舎敷地の地盤など、錦江湾で地震があった場合、それに耐えられるのか。</p>	<p>現在、複合新庁舎建設検討委員会に提案中であり、何階建てかは確定していません。新庁舎の想定面積と敷地の規模から考慮すれば、3 階建て以上になるものと考えています。</p> <p>地震対策については、始良市地域防災計画で地震災害を想定する鹿児島湾直下型地震や南海トラフ巨大地震に十分に耐えうるような耐震性能のある庁舎を建設したいと考えています。</p>
2	<p>現在の本庁舎は駐車場が少なく、市役所に用件がない人も駐車しているのでは。他自治体の駐車場の運用状況を参考としながら、市役所に用件のある人が困らないような計画を。</p>	<p>立体駐車場の建設も含めて検討し、市民の皆さんに、ご迷惑をおかけしないように計画を進めたいと考えています。</p>
3	<p>複合新庁舎の建設については賛成だが、1 m²当たりの建設単価 50</p>	<p>一般的に考えると非常に高額な印象があると思います。災害時拠点施設として市民の皆さんの安</p>

	<p>万円は高額に感じる。市民が納得できる説明を。</p> <p>非常に大事な事業であり、もう少し時間をかけることはできないか。基本構想が最も重要。今年度内にこだわる必要はないのでは。</p>	<p>全安心を守る庁舎には、相応の耐震強度等が求められており、算出された金額は目安として妥当であると考えています。</p> <p>完成までに5か年の歳月を要する非常に大きな事業であると考えています。また、大きな経費を伴うことから、有利な財源である合併推進債の活用を考えており、その活用には平成36年度までという期限が設けられています。さらに、総合支所の整備も並行作業で計画しており、この大きな事業の説明責任を果たしつつ市民の皆さんのご意見を承りながら、丁寧に事業を進めたいと考えています。</p>
4	<p>合併により地域が不便を感じない等の配慮が必要。例えば各種証明について、山田出張所では、内容により本庁に足を運ばなければならないが、その対応は。市民の利便性向上について十分に検討してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

日 時	平成29年9月1日（金）午後7時00分から午後8時40分	
場 所	蒲生公民館 文化ホール	
参加人数	67人 ほか報道1人	
No	質疑・意見の要旨	回答（意見に対する考え方）
1	<p>新庁舎、防災拠点の整備については急務であることを理解している。</p> <p>多極ネットワーク型コンパクトシティを目指すのであれば、本庁舎に一極集中するのではなく、ある程度分散した形で配置できないか。</p>	<p>事務所設置方式については、複合新庁舎建設検討委員会において継続してご審議いただいています。本庁機能を集中する理由は、効率性と災害時の対応の2点が挙げられます。この2点において、市民の皆さんには、より迅速に対応できると考えています。</p> <p>一方で、地域の賑わいをどのようにして守っていくのかという課題もあります。複合新庁舎としてご提案していますが、新たな賑わいの創出につ</p>

		いて、アンケートなど市民の皆さんのご意見を承りながら、地域と共に検討を進めます。
2	耐震性能の高い防災拠点として、本庁舎を現在の本庁舎敷地に建設するとしているが、都市部の中心的な位置で、交通事情が激しく、駐車場も少ないところで機能を果たすことができるのか。防災という観点では、誰もがどこからでも駆けつけることができる立地条件が根本では。	交通面からは、高速道路や国道 10 号という幹線道路があり、また、両総合支所にも行きやすい場所であると考えています。駐車場については、ご指摘のとおり不足の解消が課題として挙げられています。複合新庁舎の機能と共に、駐車場の立体化も含めて検討していきたいと考えています。
3	事業の進め方として、合併推進債に合わせるために計画しているように感じる。それぞれの地域に、行政の方針を示してほしい。行政がどうあるべきかを検討する委員会を早急に立ち上げ、根本から考えてほしい。建物を造ったから、使ってくださいではよくない。	行政機能を集中させたいとして、本庁舎の建設をご提案しました。また、地域のまちづくりについては、行政の方から「このようなまちづくりをしましょう」というのではなく、地域の皆さんが中心となって、今後 10 年後、20 年後を見据えたまちづくりを考えていくことが必要ではないかとの思いから「自分たちのまちは自分たちで作りに上げていく」ことに主眼を置き、複合新庁舎をご提案しました。
4	市民の生命と財産を守るために、災害時の司令塔として新庁舎を建設することに賛成。想定外の災害に対して、平時から備えておくことこそが防災拠点である。	ご意見として承ります。
5	蒲生地区の住民にとって、蒲生庁舎である程度の機能が果たせる施設を計画してほしい。高齢者や乳幼児連れの親などは、本庁舎に交流場所ができたからといって、蒲生地区からは不便であり、集まる場所にはならない。	自家用車での移動が難しく、公共交通に頼らざる得ない方たちが、必要なサービスを身近なところで受けられることは重要なことであり、このことについて、校区コミュニティを中心とした拠点整備を検討しています。また、蒲生地区には駅がなく、最寄り駅からの通勤、通学を考え、公共交通のあり方も同時に検討していきます。 各総合支所での手続き等は、ワンストップで済むようにしたいと考えています。

6	<p>この説明会について地域の回覧で知った。新庁舎建設事業の費用を負担する若者世代の参加が少ない。若者世代、子育て世代が集まりやすい時間帯での説明会を。</p>	<p>複合新庁舎建設事業の具体がまとまった時点で、再度説明会等を予定しています。ご指摘のとおり、日程や時間帯、場所などを検討し、多くの市民の皆さんが参加できるようにしたいと考えています。</p> <p>また、出前講座の制度により、ご要望のある団体などがあれば、こちらから説明にお伺いします。</p>
7	<p>来年度、蒲生庁舎に複合する機能などを協議する際には、現行の施設を利用している各団体からも意見を収集してほしい。</p>	<p>来年度設置を予定する地域懇話会(仮称)において、地域の皆さんと議論したいと考えています。現在は、基本的な方針をお示ししていますが、懇話会では、公共施設の統廃合や地域の賑わい創出について、ご意見を承りたいと考えています。</p>
8	<p>3地区でどのような災害が発生し、また被害が想定されているのか。それぞれのシミュレーションは。</p>	<p>鹿児島県により実施された地震被害予測調査に基づき、始良市地域防災計画では、鹿児島湾直下、南海トラフ巨大地震ともに震度5強から6弱を想定しています。また、津波は鹿児島湾直下で1.8m、南海トラフで3mと想定しています。</p>
9	<p>防災拠点の整備に重点を置いている。市民サービスとは、行政から何かをしてもらうことではなく、行政機能を失わないこと。この観点から、職員の生命を守る庁舎であることが重要。建物を上に伸ばすだけでなく、地下も検討を。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
10	<p>地下鉄が整備できればよいが難しいと考える。公共交通として身近なバスは、例えば京都を参考として、3地区を回ることができる、200円程度の定額の環状線を数本設置できればよい。また、庁舎のバスターミナル化を提案したい。</p>	<p>コンパクトシティとは、各地区が繋がっていないと実現されません。</p> <p>貴重なご意見として、3地区それぞれの拠点にどのような機能を持たせ、繋げていくのか検討したいと考えています。</p>

11	地域のあり方を考えながら、行政がおおまかな施策を打ち出してもらわなければ、市民提案型でも、一市民の声はなかなか届かない。大きなくくりで、中央部は、蒲生は、加治木は、どのように発展させていくのかを示すべき。	行政が何も示さないということではありません。地域の皆さんと一緒に考えていきたいという思いが根底にあります。今年度から立地適正化計画の策定に向けた取り組みを始めます。ここでは、それぞれの地域においてどのような拠点整備が求められるのかについて、地域の皆さんと一緒に考えていきます。
12	新庁舎の建設では、ハード面の検討が中心となるが、親しみやすい場所とするためにも、壁をできるだけ少なくする、カウンターを低くするといったソフト的な要素も考えてほしい。	ご意見として承ります。市民に親しまれる庁舎を造っていきたいと考えています。

2 始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画（原案）についての市民説明会

日 時	平成 30 年 2 月 9 日（金）午後 7 時 00 分から午後 7 時 47 分	
場 所	始良市文化会館 加音ホール 小ホール	
参加人数	22 人 ほか報道 1 社	
No	質疑・意見の要旨及び内容	回答及び意見に対する考え方
1	原案の基本構想・基本計画の位置づけに、「複合」について明確に記載すべきではないか。	基本構想・基本計画を策定する段階で、「複合」の定義について明確にお示しします。
2	若者世代は、スマートフォン等に慣れ親しんでおり、今後、ネットワークを活用すべきでは。新庁舎の供用期間を何年と考えているか。	建物の長寿命化を図りながら、少しでも長く使える施設を考えています。将来的な行政組織の変化や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる庁舎やレイアウトとし、行政機能の部分が減った場合は、公共空間として開放する仕組みについて考えていきます。
3	加治木、蒲生の両総合支所は、校区コミュニティ協議会で策定したまちづくりプランの推進のために、地域の中核となる、拠点となる施設を望む。	ご意見として承ります。
4	加治木総合支所は、新たな拠点についての事例（スライド No. 55）	それぞれの地域の特性を生かした拠点とするために、来年度以降、地域の皆様と共に、地域の拠

	で説明のあった複合施設や芝生広場のようになるか。	点として整備していきたいと考えています。
5	本庁舎の建設工事期間中は、加治木、蒲生の庁舎に事務所を移転するのか。	本庁舎で行っている業務をどのように継続していくかについては、設計の段階で検討していきたいと考えています。仮設庁舎を建設すると経費が掛かるので、経費削減を念頭に置きながら計画します。

日 時	平成 30 年 2 月 10 日（土）午後 1 時 30 分から午後 2 時 16 分	
場 所	イオンタウン始良 西街区 タウンホール	
参加人数	30 人 ほか報道 1 社	
No	質疑・意見の要旨及び内容	回答及び意見に対する考え方
1	本庁舎の建設に際して、本庁舎に職員が集中するのか。	一部分庁方式から本庁方式への移行について、始良市複合新庁舎建設検討委員会に了承いただき、原案においても本庁方式へ移行すると記載しています。これは、加治木庁舎の教育委員会（教育部）と蒲生庁舎の農業委員会及び農林水産部を始良本庁舎に集約することを示しています。 加治木、蒲生の両総合支所については、市民サービス窓口等は、これまでの機能を更に強化することを検討しています。
2	本庁舎に職員が集中した場合、職員駐車場の不足が懸念されるが、どのような対応を考えているか。	現在、4か所の職員駐車場があります。本庁方式に移行することで、職員数は増えますが、自転車、バイク、自家用自動車、公共交通等の通勤手段を考慮しながら、駐車台数の確保について検討したいと考えています。
3	高齢者福祉施設（加治木ふれあいセンター）がなくなるのは困る。	市では、新庁舎建設と併せて、公共施設の再配置計画も進めています。庁舎に複合する施設等を十分に検討しながら、施設の維持管理費の増大や耐用年数等を考慮しながら、施設の統廃合について検討していきたいと考えています。

日 時	平成 30 年 2 月 10 日（土）午後 7 時 00 分から午後 7 時 58 分	
場 所	イオンタウン始良 西街区 タウンホール	
参加人数	8 人	
No	質疑・意見の要旨及び内容	回答及び意見に対する考え方
1	市民アンケートの回収率が 37.6%とあったが、有効な回答率といえるか。また、年代別の回答率が、ほぼ等しい結果となっているが、始良市の人口比率に即していないのでは。それぞれの年代から適切な意見を集約したとは言えないのでは。	18 歳以上で無作為に抽出した 3,000 人から 1,129 票の回答がありました。アンケートの回収率 37.6%は、統計学の数字から判断すれば、信頼性のある有効な回答率であると考えています。 市が実施するアンケートでは、年代別の回答率を把握しています。庁舎は、長く使用する施設ですので、20 代から 70 代まで、ほぼ等しい構成比率による回答を得ることができ、幅広い年代からご意見を伺えたと考えています。
2	市民アンケートの回答方法は、郵送とインターネットとなっているが、それぞれどのくらいの割合か。	回収数 1,129 票のうち、インターネットによる回答は 121 票であり、その割合は約 10.7%という結果となりました。
3	事務所設置方式に関するアンケート結果で、「本庁方式に移行しても構わない」という回答が過半であったようだが、この問いについて、10 代が回答できたと思うか。	10 代の回答者構成比率は約 2.5%という結果でした。それぞれの年代の判断により回答いただいたと考えています。
4	本庁方式への移行と、加治木、蒲生の総合支所庁舎の整備について説明があったが、分庁方式が継続するということか。	本庁方式への移行は、加治木庁舎の教育委員会（教育部）と蒲生庁舎の農業委員会及び農林水産部を始良本庁舎に集約することです。 加治木、蒲生の両総合支所については、市民サービス窓口等は、これまでの機能を更に強化することを検討しています。
5	今回の市民説明会は、これまで 3 回開催されているが、現時点の参加者数は。また、予想した数の参加があるのか。参加率が少なければ、市民の意見が集約されず、市民と行政のコミュニケーションが取れているとはいえない。	現時点での参加者数は、約 60 人です。 市では、現在、パブリックコメントによる意見募集を実施しています。また、ご指摘の内容も踏まえて、出前講座の制度を活用し、都合により市民説明会に参加できなかった方々の要請に応じて、こちらから出向いて説明することで対応していきたいと考えています。

6	<p>建設事業費の財源として合併推進債を活用する場合、起債対象事業費のうち合併推進債が充当されない10%の一般財源が必要だが、財源の充てはあるのか。</p>	<p>庁舎建設基金として財源を確保しています。また、様々な補助金等を模索しながら、後年度の負担軽減に努めたいと考えています。</p>
7	<p>合併推進債を活用する場合、市が負担する経費に関する返済計画は。ホームページにある財政シミュレーションでは、公債費が増えていかないのはなぜか。新たな借入があれば、返済が増えるのは当然のことではないか。</p>	<p>ホームページで公開している財政シミュレーションは、庁舎建設事業ばかりではなく、例えば道路建設などの様々な事業との調整を図りながら、優先度に応じた財政計画に基づくものです。返済可能な金額に応じた借入を起し、市民の皆様に必要な財源を確保していきます。</p>
8	<p>公開されている市の財政状況を見れば、地方債が平成28年度3月時点で288億円とあり、これがさらに増えることで、他の予算が削減され、市民生活に負担があるのではないかと心配する。</p>	<p>児童、高齢者などの福祉施策に必要な扶助費等も増加傾向にある中で、庁舎建設等の事業を行えば財源が必要です。大きな事業に伴い、市民の皆様はご心配されると思いますが、長期的な視野で財政シミュレーションを立てながら、市民生活に負担のないよう調整したいと考えています。</p>
9	<p>近隣市では、コンビニエンスストア等で住民票の交付を受けることができる。昼間に仕事をする人は、市役所の開庁時間帯に窓口へ行くことができない状況がある。マイナンバーカードの活用など、新庁舎建設と併せて、窓口のあり方を考えているか。</p>	<p>開庁時以外の各種証明書発行については、コンビニエンスストアでの交付や、庁舎内に自動交付機を設置することなど、費用対効果を含めて検討しています。窓口サービスについては、庁舎建設と直接関係するものではありませんが、市民の皆様の利便性向上のため、庁舎建設と併せて検討していきたいと考えています。</p>
10	<p>手続や制度に精通した案内役を配置するとあるが、今すぐにでも導入できるのでは。</p>	<p>総合案内については、新庁舎建設に合わせてではなく、少しずつ準備しながら、導入していきたいと考えています。</p>

日 時	平成 30 年 2 月 13 日 (火) 午後 7 時 00 分から午後 7 時 45 分	
場 所	始良公民館 会議室 1～3	
参加人数	8 人	
No	質疑・意見の要旨及び内容	回答及び意見に対する考え方
1	例えば相続や保険年金など、関連する書類が一か所で受け取ることができ、ひとつの窓口で手続きができるような、ソフト面の充実を望む。	窓口機能の充実や総合案内の設置、ワンフロア化など、手続きに要する移動距離を短くするような庁舎を整備したいと考えています。また、自動交付機やコンビニエンスストアで交付が受けられることも併せて検討し、導入可能なものについては、新庁舎建設に関わらず対応していきたいと考えています。

日 時	平成 30 年 2 月 14 日 (水) 午後 7 時 00 分から午後 7 時 58 分	
場 所	重富地区公民館 会議室	
参加人数	10 人	
No	質疑・意見の要旨及び内容	回答及び意見に対する考え方
1	説明(資料)は、和暦に統一を。また、先進地事例の紹介では、施設の規模等の情報があればよい。	ご意見として承ります。
2	出前講座は、期限があるか。	期限はありません。
3	3庁舎には共通の課題があると解するが、本庁舎を先行して建設するに至った経緯がわかりにくい。	東日本大震災や熊本地震の教訓から、本庁舎は、災害発生時に災害対策本部及び防災拠点としての機能を果たすことができない状況であることから、安全・安心な市民生活を確保するために、緊急性が高く、先行して建設する必要があると考えています。
4	複合新庁舎の基本方針や機能から、どのような課題が解決するかについて説明があればよい。	始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画(原案)の抜粋を説明しました。原案には、詳細の説明を記載しています。
5	事業費の縮減について、面積を削減する説明があった。延床面積の内訳に議会が6%とある。現在、2号館に全ての議会機能があると思うが、どの機能について延床面積を算出しているか。	議会機能は、議場や委員会室等で構成されます。現時点では、全ての機能が新庁舎の延床面積の内訳として算出されています。複合新庁舎建設検討委員会の答申には、2号館や5号館の有効活用について付帯意見があったことから、今後、議会と協議しながら計画していきたいと考えています。

6	現在、本館と2号館の間にある道路は渋滞が多く、駐車場にも入りにくい。本庁舎の建設に併せて、周辺の道路計画はあるか。	建物の計画ばかりではなく、交差点改良、バス停車帯の整備及び歩道整備などを検討し、アクセスしやすい道路を整備したいと考えています。
7	道路整備ばかりではなく、市役所周辺のまちづくりを含めた将来像を描きながら、未来志向の計画を。市民からアイデアを募集するなど、夢が膨らむ計画を。	ご意見として承ります。
8	本庁舎の計画では、延床面積のみ記載されているが、何階建てを考えているか。	基本計画では、延床面積の目安として12,000㎡を示しています。本庁舎建設エリアの面積が約6,800㎡ですので、建ぺい率等を踏まえて、3階建て以上になると考えられます。今後、延床面積の削減に努めながら基本設計に入りますので、基本設計がまとまった段階で、何階建てになるかをお示しします。

日 時	平成30年2月15日(木) 午後7時00分から午後7時40分	
場 所	山田地区公民館 会議室	
参加人数	11人	
No	質疑・意見の要旨及び内容	回答及び意見に対する考え方
	(質疑なし)	

日 時	平成30年2月16日(金) 午後7時00分から午後8時00分	
場 所	蒲生公民館 文化ホール	
参加人数	35人 ほか報道1社	
No	質疑・意見の要旨及び内容	回答及び意見に対する考え方
1	耐震性能の高い庁舎を計画するとあるが、桜島が大噴火した場合、津波の発生は予測しないのか。始良本庁舎の敷地は海拔が低く、津波が発生した際に、本庁に集積す	始良本庁舎の海拔は約9mです。鹿児島県地域防災計画では、地震による津波の想定は、南海トラフ巨大地震で遡上高3.0m、鹿児島湾直下想定地震では遡上高1.8mとされています。また、桜島の若尊カルデラの噴火では、過去に約6mの津波

	<p>る情報のバックアップ対策について検討を。</p>	<p>による津波被害の記録があり、これらの規模以上の津波について想定しながら検討したいと考えています。また、情報のバックアップについても、併せて検討していきます。</p>
2	<p>市の現在の組織体制である、蒲生庁舎に農林水産部及び農業委員会、加治木庁舎に教育委員会（教育部）が、今後も維持されるか。</p>	<p>本庁方式への移行の大きな目的のひとつは、市民生活の安全・安心の確保にあります。東日本大震災や熊本地震の教訓から、災害発生時にあっても、即座に災害対策本部を設置し、迅速な判断のもとで行政機能を維持・確保することができる防災拠点機能を備える庁舎を整備することが、市民生活の安全・安心の確保につながると考えています。</p> <p>また、加治木、蒲生の両総合支所については、それぞれの地域が有する財産を活かしながら、地域拠点としてのあり方について地域の皆様と共に協議しながら計画し、3つの庁舎をもって始良市民の安全・安心を確保していきたいと考えています。</p>
3	<p>アンケート調査は3,000人が対象であったが、回答率はどのくらいか。</p>	<p>18歳以上で無作為に抽出した3,000人から1,129票の回答がありました。アンケートの回収率37.6%は、統計学の数字から判断すれば、信頼性のある有効な回答率であると考えています。</p>
4	<p>アンケート調査は信頼性のあるものとはいえ、本庁方式への移行については、市民の声を聴きながら、時間をかけて議論しながら判断していくべきではないか。始良市全体の振興を図りながら、現行の一部分庁方式を存続すべきと考える。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本庁方式への移行については、市民アンケート結果を参考に、始良市複合新庁舎建設検討委員会で審議し、その結果をまとめた答申を受けて提案するものです。答申には、本庁方式へ移行した後も、それぞれの地域の拠点となる総合支所のあり方について、多くの市民参画の機会を設けながら検討すべきとの付帯意見がありました。この意見を尊重し、総合支所のあり方について、地域の皆様と共に検討していきたいと考えています。</p>

資料9 パブリックコメントによる意見等の概要と市の考え方

パブリックコメントにより提出された意見等について趣旨を損なわない程度で要約し、それぞれの意見等に対する市の考え方を公表しました。なお、類似の意見等については、まとめています。

	頁	意見等の概要	市の考え方 ()は原案に記載のあるページ
1	1 ページ	本市の人口は、現在のところ増加傾向にあるようですが、将来の人口減少は避けられないと考えます。原案には、人口減少社会についての説明が見受けられないことから、コンパクトシティに関する考察と併せた検討が必要ではないでしょうか。	ご意見のとおり、始良市人口ビジョン（平成28年2月策定）では、将来的に人口が減少傾向となる推計が示されています。市は、地域の活力を維持し、生活機能を確保しながら地域公共交通と連携する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を、まちづくりの方針に掲げています。平成29年度から2か年かけて策定する始良市立地適正化計画との整合を図りながら、人口減少社会を迎えても、なお元気なまちづくりを目指し、庁舎はそれぞれの地域の拠点施設として整備したいと考えております。（16、22、23、30ページ）
2	24 ページ 3 行目	「できる限り新たな土地は求めない」とありますが、本庁舎敷地に建設する際は仮設庁舎が必要になると考えられます。その設置場所や諸費用は検討されているのでしょうか。新たな土地を購入して新庁舎を移転する場合でも、2号館や5号館は会議室、書庫、多目的施設、緊急避難施設などとして有効活用することができるうえ、敷地を売却することで土地購入費を賄うことができるのでしょうか。市の財政状況からみれば土地購入費は多額なものです。庁舎は数十年間にわたって使用	原案では、仮設庁舎は基本的に建設しない考えをお示ししていますが、建設時に本庁舎で行っている業務をどのように継続していくかについては、今後、基本設計において具体的な工事手法などと併せて検討していきます。また、2号館及び5号館は、新耐震基準の建物であることから本館と連携させながら有効活用することを考えております。（54、55、65ページ） 建設場所の選定については、市全域を候補地の抽出対象と捉え、利便性や安全性などの観点から検討し、複合新庁舎建設検討委員会からご意見をい

		<p>する施設であることから、土地購入も含めて検討すべきではないかと考えます。山形屋サテライトショップ始良店先の市有地は、敷地面積も前面道路幅員も広いことから、本庁舎敷地よりも適しているのではないのでしょうか。</p>	<p>ただいた上で選定しました。ご意見にある市有地も候補地のひとつとして比較検討しましたが、利便性の観点で他より劣る点があり、原案に記載のある3か所に絞り込む段階で候補地から除外した経緯があります。</p>
3	21 ページ	<p>本庁と支所を明確に位置付けたことは評価しますが、両総合支所は防災拠点や市民サービスばかりが強調され、現在の利用者数などの調査結果等について検討されていません。将来的に人口減少が考えられる中で、本庁及び支所の機能（あり方）について再検討すべきと考えます。</p>	<p>本庁については、行政組織及び行政機能を集約・整理し、事務の効率化を図ります。総合支所については、窓口機能、地域振興機能等を更に充実したいと考えております。総合支所のあり方については、地域の方々のご意見を伺いながら、始良市立地適正化計画で示されるまちづくりの方向性との整合を図りつつ検討してまいります。併せて、行政ニーズの多様化や市民ニーズの変化に伴う行政組織の変化に柔軟に対応するため、各室の壁（間仕切り）等につきましては、スケルトン・インフィル方式により可変性を重視しながら、基本設計において検討してまいります。</p> <p>(16、29、30、50 ページ)</p>
4	30 ページ 表 5-1	<p>平成 33 年度から 34 年度にかけては、始良本庁舎、加治木庁舎および蒲生庁舎の建設工事が重なり、財政負担が大きくなると考えられます。施設の老朽化や防災拠点として早急に整備する必要があるのは理解できますが、他の公共工事への影響が懸念されます。合併推進債が平成 36 年度まで活用できることを考慮すれば、加治木庁舎と蒲生庁舎の整備スケジュールを 1 年遅らせるなどの調整を行い、少しでも予算の平準化を図る</p>	<p>安全・安心な市民生活の確保のため、防災拠点施設としての早期整備を目指しています。ご意見のとおり、建設工事が重なる時期もありますが、合併推進債ばかりではなく、活用可能な国の補助金や助成金を模索し、財政負担の軽減に努めてまいります。また、両総合支所庁舎の基本計画を策定する中で、財源や事業手法等についても検討し、施設を段階的に整備するなど財政負担の平準化を図りたいと考えております。</p>

		べきではないでしょうか。	(60、61 ページ)
5	34 ページ 15 行目	熊本地震等の教訓から、市庁舎は防災拠点及び復興拠点として重要な役割を担うことがわかりました。地域防災拠点について検討する中で、津波災害に関する記載がありません。始良市津波避難計画では、桜島北方沖の海底噴火による津波の高さを7.77mと想定しています。非常用電源設備、災害対策用の資機材庫及び災害対策本部室等は、高層階に配置(設置)することを検討すべきと考えます。	ご意見のとおり、始良市津波避難計画(平成28年1月)では、鹿児島県が公表した予測結果等に基づくシミュレーションから、最大クラスの津波が最も悪条件下で発生した場合の浸水想定区域を示しています。本庁舎敷地の海拔は約9mで当該区域には含まれていませんが、防災拠点機能のひとつとして津波・浸水時の機能確保は必要であると考えておりますので、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。(34、35、57 ページ)
6	35 ページ 8 行目	大地震時における地盤の液状化についても検討すべきと考えます。	設計に際して地質調査を実施し、その結果に基づき必要な対策を講じてまいります。
7	39 ページ 23 行目	本庁舎付近にはスーパーマーケット、弁当屋及びコンビニエンスストアなどがあり、「市民が気軽に利用できるレストランや売店」については、その必要性や経済性などを含め、慎重に検討すべきと考えます。	複合新庁舎建設検討委員会からの答申に付された意見にもありましたので、慎重に検討してまいります。
8	41 ページ 2 行目	皇居や東京都庁の周りにはランニングコースがあります。健康増進をサポートする環境整備のひとつとして、新庁舎の周りにランニングコースを計画してみてもいかがでしょうか。また、イオンタウン始良内には、ウォーキングコースが設けられています。参考にしてみてもいかがでしょうか。	市民の健康増進を図ることは、重要な施策のひとつと考えておりますので、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
9	42 ページ 10 行目	ユニバーサルデザインについては、鹿児島県福祉のまちづくり条例等に基づくばかりではなく、中部国	基本設計において、先進事例等を参考にしながら検討してまいります。

		際空港など障がい者団体に意見を聴きながら設計を行った事例も参考にしてみたいかがでしょうか。	
10	48 ページ 9 行目	新庁舎は、何年程度の供用期間を想定しているのでしょうか。長期にわたって使用することを前提として、設備配管や情報ネットワーク配線等は、エレベーター昇降路のような配管・配線専用の経路を確保し、維持保全に配慮した配管・配線経路について設計段階から検討すべきと考えます。	公共施設再配置基本計画では、公共施設の供用期間を 70 年に設定しています。時代とともに変化する市民ニーズ等に柔軟に対応できるように、構造躯体（スケルトン）は耐用年数を重視し、内装や設備（インフィル）は、維持管理や更新など可変性を重視したスケルトン・インフィル方式による施設を検討してまいります。（29、44、50 ページ）
11	48 ページ 11 行目	スマートフォンなど情報端末等の急速な進展とともに高度情報化社会を迎えつつあり、情報通信技術などを活用した行政サービスが、より一層必要になると考えます。スマートフォン等に慣れ親しむ若者世代が、将来の始良市を支えていくことを勘案すれば、情報通信技術を積極的に導入すべきと考えます。 そのためにも本庁舎及び両総合支所庁舎は、情報ネットワークを構築しやすい、フリーアクセスフロア（床下配線を考慮した二重床）を設計段階から検討すべきと考えます。	高度情報化社会に対応し、将来の高度な情報システム等を導入できるよう、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。（49 ページ）
12	48 ページ 12 行目	少子高齢化、人口減少社会の到来は、本市においても例外ではないと考えます。このような社会情勢の中で、将来的には、職員数も減少していくことが考えられます。また、複合化した庁舎では、行政サービスのエリアよりも、市民が利用するエリアの方が広くなることが考えられます。これらのことから、各室の仕切	行政ニーズの多様化や市民ニーズの変化に伴う行政組織の変化に柔軟に対応するため、各室の壁（間仕切り）等につきましては、スケルトン・インフィル方式により可変性を重視しながら、基本設計において検討してまいります。 (50 ページ)

		りが自在に変えられるような壁（間仕切り）を設計段階から検討すべきと考えます。	
1 3	48 ページ 27 行目	公文書などは電子化し、情報を整理しながらコンパクト化を図ることが重要と考えます。一定期間を経過した文書などを電子化することで、庁舎の書棚、書庫及び倉庫の効率的な活用が期待できるのではないかと考えます。	公文書の電子化につきましては、手法や経費等について、長期的な視点で検討してまいります。
1 4	55 ページ 6 行目	道路整備は路線全体で行うことが理想的であり、市街地における局所的な改良は好ましくないのではないのでしょうか。本庁舎敷地周辺は2号館、5号館、始良市土地開発公社・始良市社会福祉協議会等の新しい建物や、店舗、住宅等が建ち並んでおり、道路拡幅に要する費用も多額になると思われまます。また、所有者等の理解を得ることを考えれば、極めて厳しいのではないのでしょうか。新庁舎建設に先立ち道路整備を先行させるべきではないかと考えます。新たな土地を購入して、本庁舎を移転した方が安価となり、建設工事も円滑に進められるのではないのでしょうか。	新庁舎は、全ての来庁者がアクセスしやすく、歩行者や自動車等の安全確保に配慮しなければならないと考えています。周辺道路の交通渋滞の緩和や歩行者の安全確保などの道路改良ばかりではなく、バス停車帯の整備などアクセスしやすい周辺整備について、全体事業費を勘案しながら、基本設計と併せて検討してまいります。 (46、47、55 ページ)
1 5	55 ページ 17 行目	憩いの場として芝生広場を計画する際は、犬の散歩などペットの立ち入りを禁止することを検討すべきと考えます。県庁の芝生広場では、犬のフンが放置されているのを見かけます。 動物愛護の観点では、ドッグランなどを計画してはいかがでしょうか。	市民の憩いの場は必要と考えておりますので、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。(46、55 ページ)

1 6	55 ページ 21 行目	<p>複合新庁舎になれば、現在の駐車場では、すぐに満車となる懸念があります。また、周辺には店舗の増加も予想され、庁舎ばかりではなく、店舗を利用する人が駐車することも考えられます。少なくとも、現在の駐車台数の3倍程度の駐車場が必要と考えます。また、一定の無料駐車時間を定めて、時間が超過した場合は、駐車料金を徴収することについても併せて検討すべきと考えます。敷地がない場合は、立体駐車場も検討してみてもいかがでしょうか。</p>	<p>来庁者の利便性を考慮し、本庁舎建設エリアと2号館南側に駐車場を設置したいと考えております。また、立体駐車場についても、基本設計において、検討してまいります。</p> <p>駐車場の利用時間や駐車料金につきましては、今後、調査・研究してまいりますので、貴重なご意見として、参考とさせていただきます。(42、46、56 ページ)</p>
--------	-----------------	---	---

資料 10 ワーキンググループの概要と検討結果

1 市民サービスワーキンググループ

(1) 構成員

市民生活課長（リーダー）ほか7人

(2) 検討内容

案内機能、窓口機能、相談機能及びその他市民サービスに係る事項について、現庁舎の抱える問題点を抽出、整理（分類）し、複合新庁舎に求められる機能等についてまとめる。

(3) 開催状況

日程		協議内容
第1回	平成29年9月27日（水）	問題点の抽出（ブレインストーミング）
第2回	平成29年10月3日（火）	課題の整理（KJ法）
第3回	平成29年10月10日（火）	まとめ

(4) 検討結果（まとめ）

分類	項目	具体的な機能等
案内	サイン	窓口ごとに番号や色を分ける
		配置や名称等の変更に对应しやすい字体や大きさ
		色や文字ばかりではなく、イラストも検討
		ユニバーサルデザインの視点
	総合案内	総合案内の配置（目立つ場所に） フロアマネージャーの配置を検討
情報端末		タッチパネル等を用いた操作性の高い案内看板の設置
		スマートフォン等の使い慣れた情報端末により、音声案内機能等によるスムーズな案内を実現するアプリケーションの開発や導入を検討する。
接遇能力		全ての人に分かりやすい庁舎として、案内機能の充実ばかりではなく、来庁者への日常的なあいさつはもちろんのこと、高齢者や障害のある人、小さい子ども連れの人等を見かけたら「何かお手伝いすることがありますか」と声を掛けることが出来るよう、職員の接遇能力を向上させる。
窓口	ワンフロア化	現庁舎の2号館1階及び2階、5号館1階及び2階にある全ての部署がひとつの階にあることが理想である。

	個人情報保護	来庁者のプライバシーに配慮し、待合スペースと窓口（カウンター）は十分な間隔を確保する。 発券機で受付番号を取得し、手続きが始まるまでの間の待合（総合待合）と手続き中の待合を明確に区分する。 ユニバーサルデザインによるカウンター
	動線計画	無駄のない、わかりやすい動線
	申請書の統一	申請書等の書式を統一し、複数の窓口で重複する項目を記載しないで済むようなシステム（タブレット端末など）の導入を検討する。
	ワンストップサービス	ひとつの窓口に対して、職員が動く仕組み 申請書の共有化 市民、生活環境、保険年金、福祉等の窓口が連携できるレイアウト
相談	相談室等の適正配置	執務空間との明確な分離（適切な距離の確保）
		会議室との明確な区分
		カウンター、仕切り、半個室、完全個室などパターンの検討
		共有区分、予約及び優先利用の仕組みの検討
		職員の安全確保に対する配慮
相談室等の市民利用	休日、時間外等の市民開放を検討	
その他（導入を検討すべき具体的機能）		
		コンビニエンスストア等での自動交付機による各種証明書等の発行
		マイナンバー制度の充実による窓口業務の変化に対応
		始良市民サービスセンター「あいぼーと」との業務連携
		窓口業務のアウトソーシング
		全ての人が使いやすい、機能的なトイレ
		職員用の一時預かり施設
		コンビニエンスストア等の売店（自動販売型含む）
		税申告会場、期日前投票所として利用できる多目的スペース
		駐車場の有償化
		図書室（図書コーナー）
		屋上の有効活用（スカイデッキ、展望ラウンジ、展望レストラン）

2 事務管理ワーキンググループ

(1) 構成員

総務課長（リーダー）ほか7人

(2) 検討内容

執務機能、会議・打合せスペース、書庫・倉庫、議会機能、福利厚生及びその他事務管理に係る事項について、「職員のまとまり」「1日のサイクル」「庁舎内・庁舎外」「付加機能」の視点から、ブレインストーミングにより課題を抽出し整理（分類）する。

(3) 開催状況

日程		協議内容
第1回	平成29年9月28日（木）	問題点の抽出（ブレインストーミング）
第2回	平成29年10月5日（木）	問題点の抽出（ブレインストーミング）
第3回	平成29年10月12日（木）	課題の整理（KJ法）及びまとめ

(4) 検討結果（まとめ）

ア 職員のまとまりによる視点

区分	業務上（執務機能、会議・打合せスペース、書庫・倉庫、福利厚生及びその他事務管理）の事項
職員個人	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用個人ロッカーの設置（私物を執務室に持ち込まない） ・複数PC使用による、ディスプレイの切替使用（机上のスペース確保） ・机や椅子の更新（老朽化、一部破損しているものも多い）
係	<ul style="list-style-type: none"> ・電話機のコードレス化
課	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ箱を各課で置けるスペースを確保する。（ごみの分別が可能な容器の設置） ・書庫、倉庫スペースの十分な確保（会議室の壁面活用、消防本部の書庫の形態等を参考） ・高い位置に収納している書類等が取り出しやすいように、書庫自体がボタンで昇降する機能が欲しい。 ・図面保管用の収納スペースが欲しい。 ・会議室の確保（特に少人数で利用可能なスペース） ・必要に応じた相談室の設置 ・個別に空調のオンオフが出来る。 ・お客様の待合スペースの設置（顔の向きの考慮、TVの設置など） ・子育て関連部署には広い廊下が必要（ベビーカーがスムーズに行き来出来る幅が必要）

	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届出時の記念撮影用のバックボードを設置 ・窓口業務ごとに、カウンターの高さを変える。(立った状態での窓口対応と、じっくり時間をかける必要のある窓口対応の切り分けを行う) ・車椅子が納まる窓口カウンターの高さとする。 ・カウンターと事務スペースとの間に、一定の空間を設ける。(個人情報の保護や、職員の動線確保) ・事業課職員用の作業着、合羽、雨靴等の洗濯場所、乾燥場所及び収納スペースの確保 ・必要部署に災害情報把握のための TV 設置 ・各課、フロア毎の掲示スペースの確保 (無秩序に壁に貼らない) ・情報政策課のスペースを広く取る。(印刷帳票やストックホームなどの収納スペースや作業場所の確保) ・市民交流スペース (待合室を含む) と窓口カウンターとの間に金属製の格子状による仕切りが必要。(業務時間外のスペースの活用や、開庁時間の徹底など)
部	<p>【議場関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場裏に待機する職員スペースを確保する。(現在は非常に狭く、一部は職員控室に集まっている。) ・車椅子を使用する傍聴者や議員への対応が必要 ・議会状況を各事務室内で視聴する環境整備 (現在は Web サイトで視聴中) ・議場そのものの有効活用の検討 (ただし議会事務局の意向が最優先ではないかと思う。) ・議場のひな壇下スペースの有効活用 (災害時の備蓄用品の収納など)
フロア	<ul style="list-style-type: none"> ・一定のスペースを保ちながら、仕切りも必要 (個人情報の漏洩など、オープンスペース過ぎない形) ・会議室に構造がシンプルで移動が容易な壁で仕切れる機能を持たせる。 ・日当たりを考慮しての建物の建設 ・給湯室の設置 ・階段や廊下の自動照明 ・各フロアに消耗品等のストックヤードを設置 (廊下に置かない。災害時の避難路確保が必要) ・非常時に職員が避難するための動線の確保 (窓口と反対側に、職員専用の裏通路の確保など。税務課や収納管理課、社会福祉課など)
庁舎全体	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室スペースに余裕が欲しい。 ・執務室の十分な照度の確保 ・庁舎内に災害時の避難場所の確保 (職員や市民の一時的避難場所) ・窓に「網戸」を設置

	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天時にも窓を開けることのできる機能を持たせる。 ・業務用 EV の設置（大型機器の搬入や、災害時のストレッチャー使用など） ・無線 LAN 環境によるネットワーク構築（Wi-Fi 化も含む） ・庁舎フロア素材の厳選（滑りにくい、映り込みをしない、など） ・互助会、労働組合事務所スペースの確保 ・印刷室スペース、作業スペースの確保 ・庁舎屋上の有効活用（喫煙スペース、お弁当を食べられる、緑化） ・会計検査等の対応を考えると、庁舎内に十分な書庫の確保が必要 ・会議室の壁をホワイトボード化する。 ・事務決裁箱の仕様や管理方法の統一（帰庁の際の管理方法など） ・庁舎が2つに分かれるのであれば、タイムカードの設置を2箇所にする。
--	---

イ 1日のサイクルにおける視点

区 分	内 容
出勤時から始業まで	・職員駐車場の確保
午前中の勤務時間中	－
休憩中（昼休み）	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯室の設置（重複） ・各フロアに休憩室を設置（中で飲食したりすることも可能、昼当番のあと車中でお弁当を食べている実態もある。） ・売店やコンビニ、昼食時間のお弁当販売場所の設置 ・職員休憩スペース（仮眠スペース）の一部に畳を使用する。
午後の勤務時間中	－
定時勤務終了から夜間まで	・職員の庁舎への出入口の集約（1箇所のみとし、IDカードで在庁管理）

ウ 敷地内における「庁舎内」「庁舎外」の視点

- ・資源ごみステーション、リサイクル品の保管スペースの確保（物置などを設置して格納でき、市民の目に触れないように配慮）
- ・喫煙場所の確保（庁舎敷地内に数箇所。屋上など、職員専用の設置）
- ・ATMを1箇所にまとめる。
- ・自動販売機の設置箇所の検討を行う。（庁舎内 or 敷地内）
- ・効率的な倉庫設置場所の検討
（事務所からの出入りが頻繁な部署のロケーションと併せて）
- ・公用車（集中管理車を含む）の駐車場所の検討
（事務所とのアクセス、雨天時の対策など）
- ・申告会場、期日前投票所の設置を考慮した1Fへの空間の設置
- ・期日前投票所の場所を考慮した選管事務局のロケーションの考慮（ただし開票会場のス

ペース確保は困難)

- ・屋外トイレ、洗面所の設置
- ・市民用、職員用の傘立の設置（庁舎内持込にはビニール袋で被覆する）
- ・庁舎脇に公用車の一時駐車スペースを確保（物品の積み下ろしなど）
- ・必要な場所に外電源（コンセント）を確保する。

エ 新たな庁舎機能の付加

- ・市民用の食堂（食堂内へのお弁当などの持込ができれば、職員の食事スペースにもなる）
- ・更衣室の設置（男女別）
- ・シャワー室の設置
- ・市民用のコピー機、印刷機の設置（作業スペースを含む）
- ・来客用トイレに子供用トイレを設置
- ・和式トイレもいくらか必要になる。（衛生上の視点）
- ・職員専用のトイレ、洗面スペースの設置
- ・男女別の障害者用トイレの設置
- ・オムツ替えスペースの確保（男女兼用、給湯器があると便利、ビニール袋の設置）
- ・授乳室の設置
- ・庁舎内に託児所や保育所の設置
- ・クレーム対応のための部屋の設置（出入り口が複数個所、ビデオカメラの設置など）
- ・災害時の備蓄用品の保管場所の設置
- ・シルバー人材センター派遣作業員や清掃作業員（外部委託）の休憩スペースの確保
- ・各トイレ（洋式）に消毒液の設置
- ・職員が共用する資料室の設置（予算・決算書、各課で作成した計画書など）
- ・健康管理室の設置（急な体調不調への対応、常備薬の設置など）
- ・冷蔵庫や電子レンジの設置
- ・電気自動車用の充電施設の設置（ただし有料）
- ・公用車の洗車場の設置（屋外水道の確保）

3 危機管理ワーキンググループ

(1) 構成員

危機管理課長（リーダー）ほか7人

(2) 検討内容

防災対策・災害対策本部機能、行政情報・個人情報のセキュリティ対策及びその他危機管理に係る事項について、基本構想・基本計画（案）に記載のある項目ごとに分析し、具体的な対策案をまとめる。

(3) 開催状況

日程		協議内容
視 察	平成 29 年 8 月 24 日（金）	鹿児島県出水市新庁舎視察
第 1 回	平成 29 年 9 月 26 日（火）	問題点の抽出、課題の整理
視 察	平成 29 年 10 月 13 日（金）	佐賀県みやき町役場新庁舎・防災センター視察
第 2 回	平成 29 年 10 月 18 日（水）	視察報告、課題の整理
第 3 回	平成 29 年 10 月 24 日（火）	まとめ

(4) 検討結果（まとめ）

1	耐震性を備えた安全な庁舎
問 題 点	始良庁舎本館、加治木庁舎北・南庁舎、蒲生庁舎本館すべての庁舎において、耐震性能に不足があるものと推察され、今後、大規模な災害が発生した場合に職員や来庁者の安全性が確保されていない。
課 題	大規模地震が発生しても、人命の安全確保や十分な機能確保が図られ、庁舎の被害を最小限に抑える早急な耐震対策が求められます。一般的には、耐震構造は、その建物機能上必要とする耐震性能により耐震・制震・免震に分類され、本市が想定する地震の規模や庁舎が保持すべき耐震レベル、維持管理コストなどを比較検討し、「官庁施設の総合耐震計画基準」に沿った適切な対策準を講じ、災害応急対策活動に必要な官庁施設として備えるべき耐震安全性を確保します。
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な地震にも庁舎の被害を最低限に抑え、庁舎機能が維持できる施設とするため、免震構造など最適な安全性の高い構造形式を採用する。 ●サーバ機器類・通信機器類(スイッチ・ルータ類)の収容するラックなど、損壊した場合にその復旧に相当な時間と作業を要する重要機器類を設置する区画は、直下型地震の縦方向の揺れにも対応した免震床構造とし、区画全体の損壊リスクを減らしたい。 ●エントランス、来客エリア、事務室など、区画別に構造上の耐震レベルを設定し、

	<p>設計・施工するよりも、建物全体を耐震化又は免震化など一定の耐震性を備えたいうえで、局所的に耐震レベルを更に高める考え方もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●庁舎敷地内で歩行者と車両が交錯する箇所に減速帯(ハンプ)を敷設し、車両人身事故を防ぐ対策をする。 ●天井材や空調機などの落下による人身事故を未然に防ぐために、天井仕上げは極力省き、空調機等は床下や側面に設置する。 ●キャビネット等の転倒による人身事故を未然に防ぐために、固定式キャビネットとする。 ●市民への情報伝達の要となる、危機管理課無線室の局所耐震化の検討も必要である。 ●防災無線や J-ALERT の送受信アンテナなどの情報伝達・情報収集のための機器の耐震化も必要である。 ●主体構造部だけでなく、天井や照明などの非構造部の耐震化も必要である。 ●熊本地震を教訓に、直下の断層等による震度7の地震に2度見舞われたとしても災害対応を取る始良市の中枢として問題なく機能する庁舎であることが必要。
--	--

2	災害時の機動性の確保
問題点	災害対策本部として必要なスペースがなく、設備機器の性能、情報収集の体制構築が不足している。
課題	災害発生時に迅速に対応できるよう、発生と同時に災害対策本部として活用できる十分なスペースや情報発信のための情報通信機器の確保が求められる。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急車両や公用車の燃料等を備蓄するタンクの設置を検討し、災害対策活動の長期化にも対応できる設備を整備する。 ●非常用(自家)発電設備用の「燃料の優先補給協定」の締結を検討する。 ●来庁者の乗用エレベーターのほか、ストレッチャーも登載できる人荷用・職員のエレベーターを設置する。 ●緊急時の多数在庁者を考慮した階段の設置を検討する。(多方向避難) ※エレベーターが使用できない事を踏まえ、階段幅、蹴上高、踏面幅、滑り止め、階段折れ部面積を考慮する。階段室も同じとする。

3	災害に強いライフラインの確保
問題点	災害による停電時の非常用発電機の容量が不足している。また、災害等でライフラインが寸断した場合の備えが不足している。

課題	<p>災害発生によりライフラインが途絶し継続使用が困難になる場合も、一定期間の活動ができるよう電源供給の2系統化（本線と予備電源）や避雷装置、給排水用の貯留機能の整備が求められる。</p> <p>また、非常用発電機を検討する場合は、東日本大震災の教訓を踏まえ最低3日間（72時間）以上の電源を確保できる規模容量を前提として計画するとともに、災害時でも電源確保が必要な設備機器の効率的な運用が図られるよう検討する。</p>
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●加治木変電所及び帖佐変電所の2か所から送電線を引き込み、2系統で受電する。ただし、九州電力への送電線敷設に協力を求める必要がある。 ●受電設備から電源タップまでの間の電気設備(受電装置→変圧器→UPS→分電盤→電源タップ)をA系・B系と冗長化する。 ●移動電源車から容易に受電できるよう、専用の中継端子盤や遮断器盤を建物に付帯して2式以上設置する。 ●上水道の復旧想定日数までの間の給排水用の貯留機能を整備する。 ●一般的に天井にある配管や空調機などはすべて床下に設置する逆梁構造とし、配電盤も床下に設置し、コンセントもすべて床に設置されたフリーアクセス床とする。 ●電気室(非常用発電設備を含む)等の重要設備は上階層に配置する。 ●地震による液状化を防ぐために必要な地盤改良を行う。 ●非常用発電設備の地下タンクへの燃料補給の際、移動タンクの進退動線が容易に確保場所へ地下タンクを設置。 ●非常用発電設備は最低72時間（3日間）対応可能な燃料を確保（地下タンク）する。燃料備蓄は必要と考えるが、未使用燃料の入れ替え、廃棄等の検討が必要である。また、前記協定締結での燃料補充計画を立てておく必要がある（石油組合等、締結事業者も被災して対応不能事態もありえる）。

4	災害に強いライフラインの確保
問題点	水道供給の途絶に対応していない。
課題	<p>水道供給の途絶に備え、耐震性貯水槽を設置するなど、非常時の飲料水や雨水等を利用した生活排水（トイレ等に利用）を確保する必要がある。</p> <p>また、汚水の貯留機能や緊急時の簡易処理施設整備の導入を検討する。</p>
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●給水系統は通常、1系統であるが、自然災害による断水に備えて、サーバの空調方式で冷却塔を利用する方式を採用した場合は、冷却塔のための補給水を確保するため、また、災害拠点として職員等が常駐するための生活用水を確保するため、給水経路を2系統確保する。

	<ul style="list-style-type: none"> ●排水系統は敷地内の汚水管が破損した場合に備えて排水も二重化し、敷地外に排水する。 ●一時避難所とした機能を備えようとする場合は、最大収容人数及び日数に応じた汚水処理施設あるいは非常用汚水貯水槽を設置する。 ●防水対策として、排水の逆流対策をする。 ●飲料水、雑用水ともに7日程度の必要水量を備蓄できる計画を検討する。 ●雨水貯留槽や防災用井戸の設置により、平常利用して水質を維持し、災害時にはシステムをフル稼働して、飲料水や雑用水に活用できるようにする。 ●給水は上水系統と雑用水系の2系統とし、うち雑用水は雨水や井水を利用し、雑用水を継続給水する。また、井水を飲料水に転用できるようろ過システムを検討する。 ●雨水等を利用した生活水の確保（雨水タンク、自然オーバーフロー等を考慮） ●マンホールトイレの浄化槽バージョンを検討する必要がある。
--	---

5	災害対策本部機能の強化
問題点	<p>有事の際の災害対策等本部として使用可能な部屋がない。</p> <p>災害対応時に災害対応関連部署間が効率的に連携するような職員の動線、情報の流れ、関係設備など機能的な配置となっていない。</p> <p>設備機器の性能、情報収集の体制構築が不足している。</p>
課題	<p>通常は庁議室として使用し、有事の際に災害対策等本部として使用可能な防災情報システムや防災無線等の情報通信設備を整備し、情報収集や情報の共有が的確にできる機能を有した災害対策本部室を市長室の近傍に設置や、併設して司令室や職員待機室となる会議室の設置を検討する。</p> <p>特に、災害対策関連部署間の連携が適切に機能するよう職員の動線、情報の流れ、関係設備の使用等を考慮して災害対策機能を配置する必要がある。</p>
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急車両や公用車の燃料等を備蓄するタンクの設置を検討し、災害対策活動の長期化にも対応できる設備を整備する。 ●非常用(自家)発電設備用の「燃料の優先補給協定」の締結を検討する。 ●来庁者の乗用エレベーターのほか、ストレッチャーも登載できる人荷用・職員のエレベーターを設置する。 ●災害対応事務を行う各班員を収容できるスペースのある執務室(災害対応事務局開設室)を災害対策本部会議室に近接して確保し、有事の際には一体的に利用できるよう移動式壁とする。 ●災害対策・支援活動に必要となる防災システム機器類操作室・災害対応事務局開設室又は災害対策本部会議室と隣接して設置する。

	<ul style="list-style-type: none"> ●国・県・警察・消防・自衛隊等の関係機関やライフライン等関係者の待機スペース、又は拠点として活用できる給湯スペースのある会議室等も近接して確保する。 ●災害対策本部会議室は、管理部門との連携にも考慮し、また、市長・副市長関係諸室とも同階層に配置する。 ●消防本部との情報共有及び情報伝達の確実性を確保するため、パソコン等による会議システムを導入する。 ●災害対策本部室となりうる部屋の横に危機管理課を配置し、市災害対策本部へ容易に画像伝送、通信放送設備等で情報提供し共有が図れるようにする。また、災害時の電話対応は危機管理課（事務局）で行わないよう、別個に有線モジュールジャックを設置し他職員で対応する部屋の設置を検討する。（通常は協議スペースとして活用する） ●関係防災機関（消防、自衛隊、警察等）の調整指揮本部としての協議室を、市災害対策本部室の近傍に配置する。（迅速に情報伝達ができる配置を考慮する。通常は会議室として使用する。） ●危機管理課執務スペース、災害対策本部室と隣接する形で、市災害対策本部各対策部・国県機関・消防・警察・自衛隊・ライフライン関係業者等が一同に会し災害対策を練ることができるような広いスペースが必要。（客席を収納可能なホール、連続した会議室の簡易間仕切りを取り払うなど）
--	---

6	災害対策本部機能の強化
問題点	災害時における職員の長時間勤務に対応するための施設がない。
課題	<p>災害時には、職員の市庁舎に24時間体制で対応に従事することが想定される。仮眠室としても利用できる和室やシャワー室を備えるものとし、災害応急対応に従事する職員に配慮する。</p> <p>なお、和室などのスペースは、平常時に職員の福利厚生等に利用するなど、効率化を図る。</p>
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●給湯室・食品倉庫（パントリー3日分）・シャワー付更衣室（男女）・トイレ（男女）及び宿直仮眠室等を災害対策本部会議室に近接して設置する。 ●災害対策本部会議関係諸室等の給水は上水系統と雑用水系の2系統とし、雑用水は雨水や井水を利用し、排水のうち、汚水は非常用汚水貯水槽設置するなどして、給排水を冗長化する。 ●空気調和設備・給水ポンプ・排水ポンプ・衛生器具設備の一部は、非常用電源を

	<p>利用できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危機管理課職員は、災害対応時は自署を離れられないため、近くにシャワー室及び、交替で仮眠がとれる部屋を確保する。 ●災害対応従事職員においても、交替で休憩、仮眠がとれるスペースを確保する。 (通常時は、職員用食堂、談話ができるスペース及び、一部和室を考慮する) ●大規模災害に職員の子どもの避難を受け入れることで、災害対応にあたる職員の精神的なケアをし労力を確保できるという観点から、事業所内保育所を設置する。 (認可保育園の待機児童対策にも繋がる)
--	--

7	災害対応スペースの確保
問題点	災害時の救援物資や来庁者、地域住民等の避難スペースが不足している。
課題	庁舎のフロア配置については、平常時の利用に加えて災害時の救援物資の受入れや避難所として利用可能となるよう配置する必要がある。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●有事の際は救援物資の受入れや一時的な避難場所として使用でき、平時は有料で使用できるホールを併設する。 ●低階層はスペースに余裕を持たせ、緊急時の避難者や物資の受け入れが容易となるよう考慮する。 ●物資の搬入・搬出が容易となるよう、建物の間口を広くとる。 ●庁舎内については、市民が有事の際に「一時的に難を逃れるための緊急避難場所」としての配置を検討する。(災害時の防災拠点となるため、避難所としては扱わない。)

8	災害対応スペースの確保
問題点	備蓄物資や防災資機材を保管するためのまとまったスペースが不足しており、庁内外に分散している。
課題	避難者や災害復旧対策に従事する職員に対して、支援・援助が到着するまでの間に必要な非常食や防災資機材を備蓄するための倉庫を庁舎外に設置する必要がある。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●搬入・搬出が容易となるよう大型の車両が隣接して駐車可能な倉庫を庁舎外に設置し、倉庫内も収納場所が高所にならないよう考慮する。 ●物資備蓄倉庫(スペース、庁舎同一可)等を確保し、大型車両での進退動線及び物資受入、搬出が容易にできる1階部分への位置に検討する。また、浸水害を想定

	<p>し、備蓄スペースは床上げを考慮する。</p> <p>●全国からの救援物資の受入場所として搬入搬出機能を付したプラットフォーム機能を有したスペースを確保する。(通常は会議室やホールとして利用)</p>
--	--

9	近隣住民の避難ビルとしての機能
問題点	現庁舎（本館）は、近隣住民の一時的な避難ビルとしての機能を有していない。
課題	新庁舎が近隣住民の一時的な避難ビルとして機能するよう、安心して避難できるスペースを設置し、庁舎開閉庁時双方における避難誘導體制を構築する必要がある。
対策	<p>●市民の一時避難場所として一時的な受け入れに対応できるよう1階層の待合スペースや建物入口ホール空間は可能な限り広い面積を確保し、また、平時は有料で使用できる市民開放スペースとしつつ、執務室エリアへの立入を制限できる構造とする。</p> <p>●一時避難者等の携帯電話等の充電サービスが提供できるよう施錠付の充電用コンセントを整備する。</p> <p>●一時避難者に提供する毛布や受付時に使用する用品用具などを容易に取り出せるよう、掃除用具・点検用具等倉庫と併用した倉庫をエントランスに近接した場所に設ける。</p> <p>●有事の際は、本市以外の被災状況を収集するために有用なテレビニュースを映し出す、または市災害対策本部から周知したい情報を正確にリアルタイムで提供する電光掲示板又はテレビモニターをエントランス付近の壁面に設置する。</p> <p>●閉庁時に災害が発生した際、津波避難ビルとして活用するため屋外階段を設置し、地震時に自動で開錠して屋内に入ることのできるドアを設置する。</p> <p>●庁舎については、前記のとおり、市民が有事の際に「一時的に難を逃れるための緊急避難場所」としての配置を検討し、かつ津波に関しては垂直避難を鑑み、庁舎への上階避難及び、駐車場を立体とし津波避難施設としての建設を検討する。</p>

10	高度情報化社会への対応
問題点	現庁舎は、PCなどの電子機器や庁内ネットワークなどの情報化は進んでいるが、庁内LANや電気・電話線等が床面に露出し、情報機器の配置換えなどに柔軟な対応ができず情報ネットワーク環境の拡張に支障をきたしている。
課題	<p>OAフロアの導入により電気コード・LANケーブルなどの配線類を床下に配置し、執務空間の快適性・安全性を確保する必要がある。</p> <p>執務室等の床は、フリーアクセスフロア方式を採用し、執務スペースの快適性と</p>

	<p>安全を確保するなど OA 機器の自由なレイアウト変更に対応できる計画とする。</p> <p>※フリーアクセスフロア方式</p> <p>： 床下一面に電力・LAN ケーブルなどの配線用の空間があるフロア方式。</p>
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●別紙の「情報システム室等の構造・設備に関する検討結果」のとおり ●執務スペースの O A コンセントは 80VA/m²以上とする。 ●干渉防止のために、電源ケーブルと L A N ケーブルの配管を分離する。 ●全フロアの空調をサーバ室と同じく床下から送風する。 ●職員用のデスクは原則引き出しのない O A デスクに可動式のロータイプのサイドキャビネットとし、執務室内はフリーアドレスデスクとするために、執務室内に私物と文書保管キャビネット区画を設ける。 ●外部との通信回線は、異なる通信事業者から 2 系統引き込みして、通信の遮断リスクを低減させる。 ●庁内ネットワーク環境を構成する全ての機器類(サーバ～コアスイッチ～エッジスイッチ～端末～プリンター)への電力は、平時は庁内蓄電設備(CVCF)を経由した商用電源を使用し、瞬電時は庁内蓄電設備(CVCF)で電源途絶を回避し、停電時は非常用発電から庁内蓄電設備(CVCF)を経由して電源供給されるよう電源設備を整備する。 ●固定電話及び携帯電話のいずれも基地局間はほとんどが光回線を使用していることから、大規模災害時では地下埋設又は電話柱に敷設された光回線の被災によって、ウェブサイト閲覧、電子メール、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、テレビ会議システム等を含めて、通話・通信は利用不能となることから、東日本大震災では、主要な衛星携帯電話サービスで輻輳は発生しなかったことを踏まえて、海外の電気通信事業者のインフラを用いた衛星携帯電話サービスや衛星データ通信の契約を検討し、そのための通信設備を整備する。ただし、通信先が衛星回線を有していない、または途絶・輻輳が発生する場合は、通話・通信は利用不能となることに留意する必要がある。

11	高度情報化社会への対応
問題点	<p>情報システムは地方公共団体の行政運営における重要なインフラである。</p> <p>災害などの不測の事態においてもこれらシステムを継続稼働できる出来る対応となっていない。情報化の進展により ICT 機能の導入が増えているものの、その対策が不足している。</p>
課題	<p>行政サービスの向上、事務効率化を推進するため、電子自治体の構築などに対応できる庁舎を整備する必要がある。業務継続の観点からもシステムのクラウド化により現行システムを見直し、大規模災害発生時等における行政情報の安全性の向上</p>

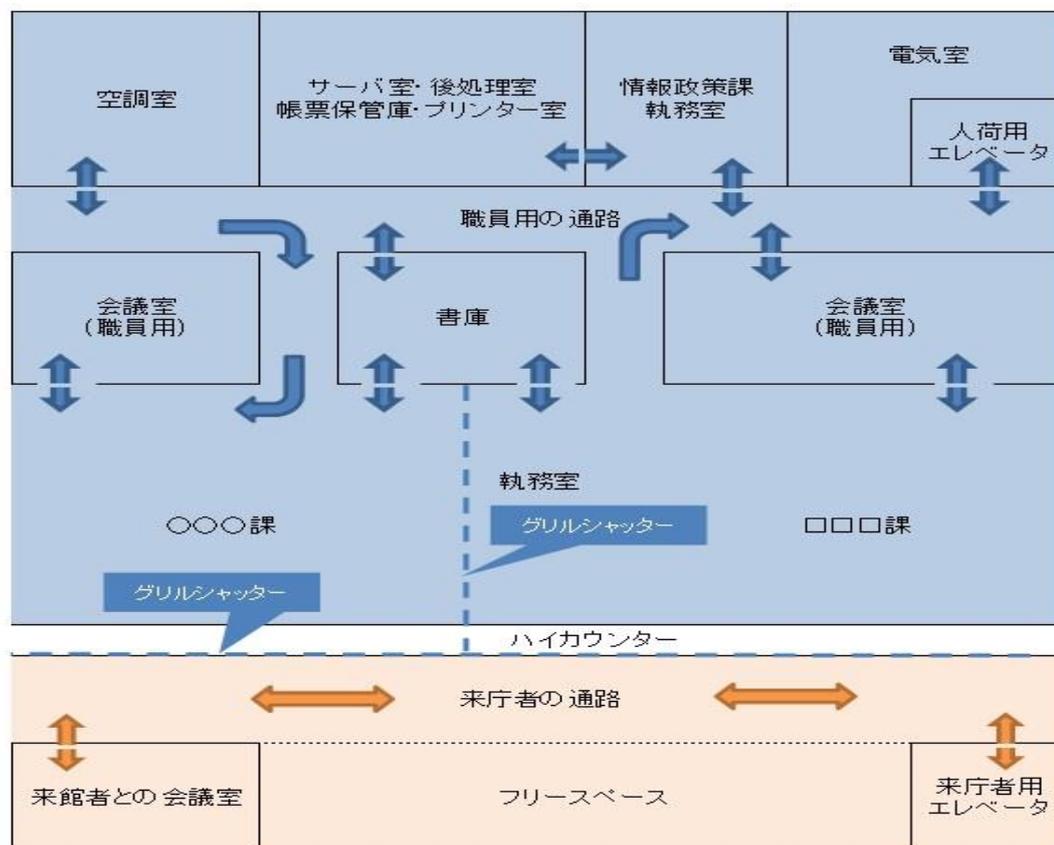
	<p>に努める。</p> <p>庁内で管理しなければならないシステムについては、日常のメンテナンスや更新のための十分な作業スペースを確保するとともに、耐震・防犯対策を講じる必要がある。</p>
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●別紙の「情報システム室等の構造・設備に関する検討結果」のとおり ●情報システム室以外のフロアも消火による機器損傷の少ないガス系消火設備で、人体に安全な窒素系又はイナート系を採用する。 ●情報システム室以外のフロアも局所的な火災を消火するために、二酸化炭素消火器等のガス系消火器又は純水消火器を設置する。 ●漏水による障害を回避するため、情報システム室は最上階か、もしくは上階層に給水・排水等の配管を敷設しないなど、水使用の設備等を配置しない。 ●同じ建物内に厨房、飲食店等、ネズミの生息に適した場所がある場合は、ネズミの被害を防ぐために、食料品の完全格納等区画を分断する。 ●分電盤を区画別に設置し、電気設備の不具合による停電の範囲を極小化する。 <p>茨城県つくば市役所の事例を参考として、以下の「ユニバーサルプラン」を導入し、人員の増減や組織の再編などがあっても、レイアウト変更せず、デスクや配線・照明・電源の変更等に係る運用コストを削減させるため、また、情報機器類の1㎡当たりの電源供給量やLAN配線、無線LANのほか、無線LANのアクセスポイント、照度、床下空調吹出口の最適配置が崩れないよう主に次の要件を満たす執務スペース標準を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●執務スペースは、職員用パソコンの電源及びLANケーブルのインナーコンセントを敷設したフリーアクセス床とする。 ●配線・採光・電源を最適配置した標準的な執務レイアウト(机・コピー機・打合せスペース)を定め、組織や人員の変更があっても、レイアウト自体は変更せず、人と文書だけがレイアウトに合わせて動くことを原則とし、係単位でデスク島を構成するのではなく、レイアウトを固定して、1つの島に複数の係が着座する方式を採用する。 ●課員一人一台の机を廃止し、配線ダクトを備えた大型テーブルタイプ(幅3mm×奥行1.4m 4人かけタイプ)を導入し、私物はすべて「天板付デスク下ワゴン」又は「A4版2段式ワゴン」に収納する。 ●部署間に収納庫を設置せず、壁面スペースに大容量の収納庫スペースを配置する。 ●マイナンバー利用事務系回線及びLGWAN接続回線は完全分離したエッジスイッチはすべて床下に設置する。 ●インターネット接続は、すべて無線LANとし、アクセスポイントは天井又は壁面上部に等間隔で設置する。

12	防犯・セキュリティ機能
問題点	時間外や閉庁日は、市民が利用できるエリアが明確になっていない。
課題	<p>土日祝日や時間外など閉庁時は、シャッター等により市民が利用できるエリアを明確にする。</p> <p>庁舎では機密情報を多数扱っているため、執務スペースと共有スペースの明確化や防犯カメラ、通報装置、施錠型の書架、書庫を適切に配置する必要がある。</p>
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●区画のセキュリティレベルに応じて、来館者の行動範囲を制限する構造とする。 ●防犯カメラは赤外線付とし、映像と音声を2週間以上保存できる設備を設置する。 ●市民が利用できるエリアを明確にするため、開庁日はオープンスペースとなり、閉庁日は、部署ごとに、セキュリティレベルに応じてシャッター(グリル)で区画する。

13	防犯・セキュリティ機能
問題点	市民情報を保存する重要諸室や倉庫などについては、適切なセキュリティが確保されていない。
課題	市民情報を保存する重要諸室や倉庫などについては、セキュリティ管理も行える入室管理システムの導入を検討する。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●永年保存文書や歴史的に貴重な資料など重要なものを保管する書庫・倉庫については、文書の劣化を防ぐよう採光の遮断、空調設備の導入により適切な温度・湿度を管理できる区画を整備する。 ●また、単に書庫を耐火構造とするなど火災や地震等の災害への対応策を講じる。

14	防犯・セキュリティ機能
問題点	職員の使用するパソコン画面が共有通路から視認されやすい配置となっており、個人情報の漏洩が危惧される。
課題	職員のパソコン配置が共有通路に対して対面型となるよう執務レイアウトの適正化を図るとともに、業務上対面が困難な場合は、視認防止フィルターを設置するなど個人情報保護の適切な対策を講じる必要がある。
対策	●窓口カウンターと執務デスクとの間は、パソコン画面に表示された内容が視認できない程度の距離、または遮蔽物が配置されたレイアウトとする。

- 情報セキュリティポリシーでは、盗み聞きによる情報漏えいを防止するため、電話や立ち話などオープンな会議スペースでの発言について、盗み聞きを防止するよう、来館者と職員が共用するスペースは最小限とし、専用トイレ、休憩所は分離する。
- 職員と市民の動線を分ける間取り・レイアウトとする。



15	分かりやすい行政情報の提供
問題点	情報コーナーが関係部署に分散し、スペースが不足している。情報コーナーが見にくく、より効果的な発信のための改善が必要である。
課題	市民の暮らし・福祉・観光・まちづくりなど、生活全般に役立つ情報を発信するための設置スペースを集約化するなど効果的な情報発信が求められる。 発信する情報の内容や種類、掲示のあり方など明確なルールづくりに努め、来庁舎の目線で分かりやすい情報提供が求められる。
対策	●市民が知りたい情報を提供・発信する機能として、来庁舎の行き来の多い場所に、市民の暮らし、福祉、観光、まちづくりなど、生活全般に役立つ情報を発信するための掲示やパンフレット等を備える行政情報発信スペースを低層階に設置する。 ●行政情報スペースでは、紙媒体だけではなく、ICTを活用した発信力の高い情

	<p>報発信についても検討する。</p> <p>●エントランスホールなど来庁者数の多い階層に待合も兼ねたレイアウトで、広報誌、各種パンフレットやチラシ、公益性のある社会活動団体のイベント情報チラシのパンフレットスタンドのコーナー、市主催・共催イベントや国・県等の啓発ポスターの掲示コーナー、各種計画書、予算・決算書等、議会議事録など行政資料の閲覧コーナー、市特産品コーナー等を集約したスペースを整備する。また、営利企業のポスターなどの有料広告掲出コーナーも併設する。</p>
--	---

16	防犯・セキュリティ機能
問題点	市長室の出入り口が一つしかなく、非常時等に避難が遅れる可能性がある。
課題	市長/副市長室は入り口をひとつにするのではなく、必ず複数の扉を作る。秘書広報課・危機管理課とは近い位置で配置させる。
対策	●市長/副市長室から、容易に避難階段（屋内階段）へ移動できる配置を検討する。（ただし、部外者の出入りを考慮し、通常は締め切るドア設置を検討する。）

17	防犯・セキュリティ機能
問題点	市長/副市長室にプライベート空間がなく、着替え・仮眠時等不便が生じている。
対策	非常時には仮眠スペースに代えられるような個室を設置する。普段はクローゼット・洗面スペースとして利用。身だしなみのための姿見（鏡）も設置する。

18	防犯・セキュリティ機能
問題点	執務スペースが狭く、机に文書が散乱している。市民や業者の目に入り情報漏えいの恐れがある。
対策	無線 LAN 等で配線をなくし、執務スペースを広く確保する

19	災害対策本部機能の強化
問題点	市役所自体には調理室がなく、市の施設である働く女性の家にある調理室も老朽化している。

対策	災害・避難時の調理施設として調理室を設置する。(非常食の炊き出し訓練も可能になる。新庁舎に飲食店を入れる場合は隣接させ、食育・健康寿命増進のセミナー等活用の幅が広がる。)
----	---

20	災害対応スペースの確保
問題点	敷地が狭い。
対策	行政機能（市民生活・保健福祉・税務等）を優先させたつくりにする。その上で普段は会議室、災害時には一時避難所として活用できるよう狭い敷地を工夫する。

21	分かりやすい行政情報の提供
問題点	文書保管スペースがなく、現在は松原倉庫へ保管している。建物も古く、危険。
課題	災害時を考え、文書保管場所を本庁舎へ移管する。
対策	●文書の量を考慮し、地下に文書保管庫を設置するなど、業務スペースや市民が活用するスペースを圧迫しないような配置にする。

22	分かりやすい行政情報の提供
問題点	廊下や掲示板に期間の過ぎたポスターやチラシが多く見られる。
対策	見やすく、目に付きやすい掲示スペースを設置する。

23	誰もが利用しやすい庁舎
問題点	本館1階で住民票窓口を探しているお客様が多い。
対策	利用頻度の高い部署は本館・正面玄関から近いところへ配置する。

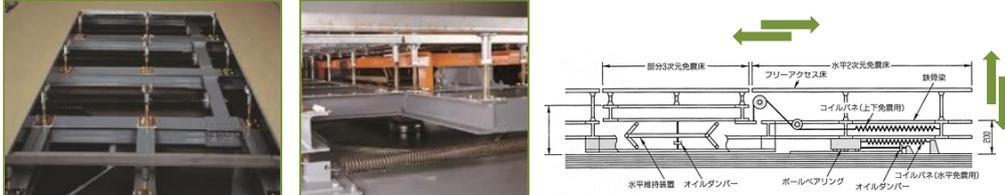
24	災害対応スペースの確保
問題点	ペットが避難できる場所、スペースがない。
課題	庁舎へのペット同行の一時的避難についてトラブルが生じないよう、運営ルールを定める必要がある。 加治木総合支所整備後の空き広場等に、災害時に対応可能な機能を有した広場として、ペット避難ができるスペースやかまど、レスキューセットを収納したベンチ、防災トイレ等を設置する。
対策	●ペット同行の避難についても、庁舎が緊急避難場所として一時的な避難となるため、他の避難所へ移動しての中長期の避難生活となる。一時的な緊急避難であっても、「ペットを飼っている人も飼っていない人も、動物好きの人も動物嫌いの人も、一時的に共生できる環境に配慮する。」ことを検討する。

(5) 情報システム室等の構造・設備に関する検討結果

情報システム室の構造・設備に関する機能・性能の仕様を検討・整理したものを取りまとめたものである。なお、情報システム室の構造・設備に求める各仕様(要件)の採用方式により、建物構造や機器構成が大幅に異なることから、新庁舎の基本設計等の建設計画の早い段階で情報システム室に関する機能・性能が満たされるよう仕様概要を定めたものである。

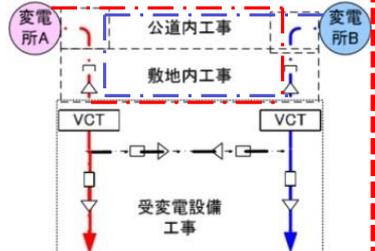
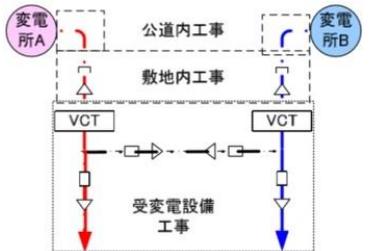
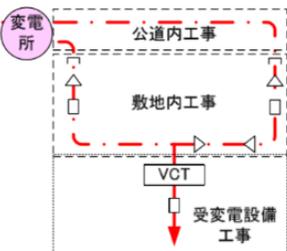
ア 地震対応

庁舎建物全体を免震構造とした場合であっても、情報システム室は水平免震と上下免震を組み合わせた三次元の『免震床構造』としたい。

選択肢	施工例と効果
免震床構造	 <p>【効果】三次元免震床構造とすることで、フロア全体の損壊リスクを大きく軽減できる。</p>
免震構造	 <p>【効果】建物全体の損壊リスクを軽減できるが、直下型地震の特徴である縦方向の揺れには十分に対応できない。</p>
免震装置	 <p>【効果】区画全体の損壊リスクを軽減できるが、縦方向の揺れには対応できない。</p> <p>(※) 免震床構造とした場合の保守点検費を縮減したいとなった場合は、サーバ機器類・通信機器類(スイッチ・ルータ類)の収容するラックなど重要機器類を設置する箇所に免震装置を設置することとなるが、直下型の地震にある縦方向の揺れに対応できないため、重要機器類の損壊リスクは高まる。</p>

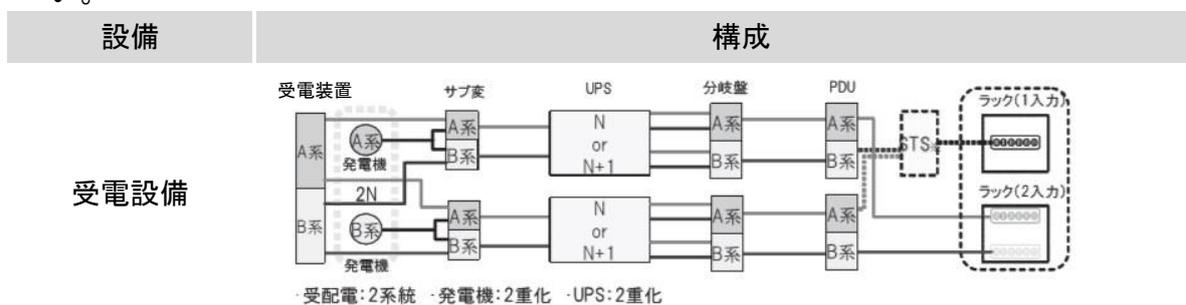
イ 停電への対応

電力会社側の不具合や自然災害による停電に対応するため、電力供給ラインを多系統化するとともに、受電するための送電線ルートを二重化し、停電のリスクを最大限に低減したい。

選択肢	電力供給ラインの多系統化 + 送電線ルートの二重化	電力供給ラインの多系統化	送電線ルートの二重化
図示			
説明	変電所及び送電線のルートを二重化する対策	変電所を二重化し、それぞれの送電線は重複させない対策	変電所は、同一で送電線のルートを二重化する対策
効果	停電のリスクを更に軽減できる。ただし、建物内の受変電設備の電力引き込み部を2系統化する必要がある。	停電のリスクをより軽減できる。ただし、建物内の受変電設備の電力引き込み部を2系統化する必要がある。	停電のリスクを軽減できる。

ウ 電力設備への対応

電源装置故障対応について、受電設備、変電設備、動力設備、無停電電源装置及び非常用発電設備等は、冗長構成を基本として次の設備構成としたい。また、これらの設備・装置を設置する区画(階層)については、天候に左右されず保守作業等を行える屋内としたい。



【検討結果】スポットネットワーク¹、本線+予備線等による2系統以上の受電方式

(※) 受電設備の主な構成機器類は、次のとおり

変電設備
動力設備

【機能】変圧器で電圧を200Vと100Vに変圧し、電圧別に線を分けて分電盤に電力供給する。

変圧器本体



分電盤



【検討結果】2系統化

無停電電源装置
UPS
CVCF

【機能】電力会社からの電力供給が途絶えたとき、機器類への電力供給を滞らせないように蓄電されたバッテリーから電気を供給する。なお、この非常用発電設備は、あくまでも非常用発電設備が起動し、一定量の電力供給までの間の不足する電力を補うことを目的とした装置である。



【補足】全ての機器類を賄うことのできる機種を選択するか、あるいは継続する業務(非常時優先業務)とその範囲を予め決定したうえで、発電能力を満たす機種を選択するかを継続検討したい。

【検討結果】N(常用機台数)+1(予備機台数)構成

非常用発電設備

【機能】電力会社(変電所)から電力供給ラインの多系統化及び送電線ルート之二重化に加えて、電力会社からの電力供給の停止に備えた発電装置を備えたい。



【参考】庁舎に設置されたパソコン1,000台、サーバ50台、ストレージ20台、サーバ専用UPS20台、コアスイッチ6台、フロアスイッチ30台、エッジスイッチ140台、ルータ20台、プリンター類70台の消費電力の合計〔約406kW〕を参考に発電能力を満たす機種を選定したい。

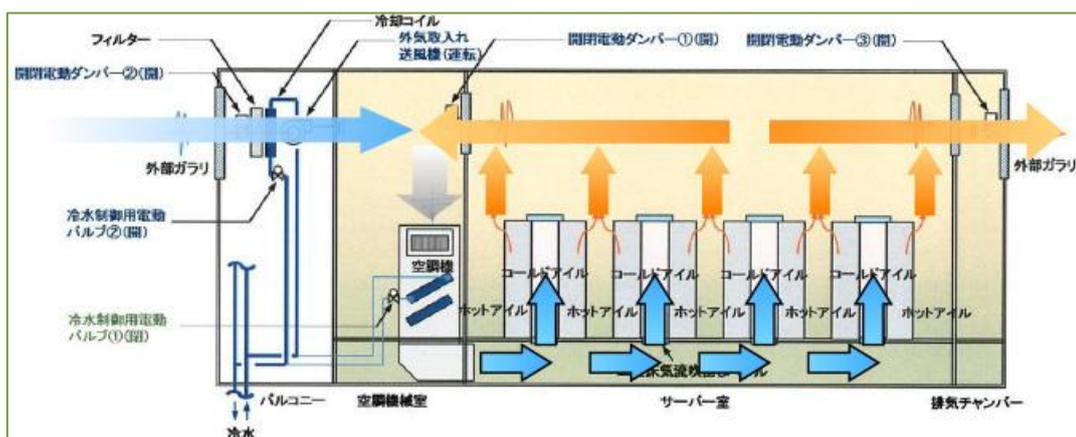
【検討結果】N(常用機台数)+1(予備機台数)構成

¹ スポットネットワーク受電設備は、常時2回線以上の高圧配電線から受電し、各回線の変圧器二次側を連系した方式で、配電線1回線が停止しても何の支障もなく受電できる方式である。

エ 空調設備への対応

空調設備（屋内機・屋外機）、電力設備（制御盤）、自動制御設備、配管等は、区画の指定された動作温度・保管温度を逸脱しないよう冗長構成としたい。なお、情報システム室専用の空調設備（個別分散方式（空冷））を設置することとし、ホット・アイル/コールド・アイル方式²による空調を採用したい。

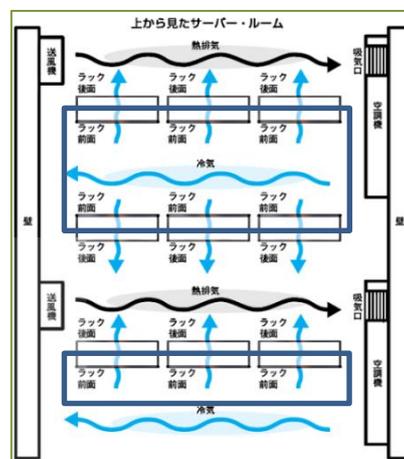
個別分散方式（空冷）の構成	
	電算機用空冷パッケージ形空気調和機方式、又はユニット形空気調和機方式の主要な機器構成は、屋内機、屋外機（熱源機）のみとなり、周辺設備として、電力設備（制御盤）、自動制御設備、配管設備となる。
屋内機＋屋外機	情報システム室のサーバ機器類の設置区画ごとに、信頼性を向上させるために、N（常用機台数）＋1（予備機台数）構成としたい。
電力設備（制御盤）	ユニット形空気調和機と同じく、電源系統を2系統で受電し、交互及び千鳥配置となるよう系統分けを行う。ただし、空調構成がN（常用機台数）＋1（予備機台数）構成とした場合、電源が片側系統停電になると、空調機の半数が停止してしまうため、片側系統停電の場合にも、全ての空調機系統が他の電源系統より電源供給されるよう、電力設備（制御盤）に切り替えスイッチを設置したい。
自動制御設備	電算機用空冷パッケージ形空気調和機とした場合は、機器類の制御を行わないため、システムから幹線を含めて1系統としたい。
配管設備	機器ごとに独立していること及び空調構成がN（常用機台数）＋1（予備機台数）構成となっているため、冷水配管のような2系統化等の対応は行わないこととしたい。



【ポイント】

冷気は、床下を通じてラックの前面底面から送り込み、熱排気はラック裏面から逃がすことによって、冷気と熱排気の循環を作り出す。また、天井を張らない直天井とすることで、気積を増やし、停電時の室温上昇リスクを低減する「ホット・アイル/コールド・アイル方式」を採用したい。

【補足】右図のとおり、熱排気を排気口に送るための送風機を設置し、更に冷気と熱排気が完全に分離するためのチャンバー（囲い枠）を設置して、冷却効率を更に向上させる省エネルギー化をしたい。



² 「ホット・アイル/コールド・アイル方式」とは、ラック列の前面同士、後面同士を向かい合わせて並べることで、熱排気がたまる温かい通路（ホット・アイル）と冷気の通路（コールド・アイル）を設けて、冷気と熱気が混ざり合わないようして冷却効率が向上させる空調方式をいう。

オ 消火設備・火災報知器への対応

情報システム室など重要システムや重要度高いデータ等のある区域は、液体消火剤による消火設備ではなく、窒素系の消火ガスを使った消火設備を備えることとしたい。また、情報システム室以外のフロアも局所的な火災を消火する際に精密機器類の水損や端末等の保存データ損失を防ぐために、二酸化炭素消火器等のガス系消火器又は純水消火器を設置することとしたい。

① 不活性ガス消火設備

情報システム室の消火設備の方式は、放出される消火剤が機器類の汚損や停止・故障の原因と成りにくい「不活性ガス消火設備」(表-1)を採用(室内を酸欠状態にして消化する手法)することとし、ガスの種類は、窒素系又はイナート系を使用することとしたい。なお、ハロン系ガスは人命への危険性があるために不採用としたい。

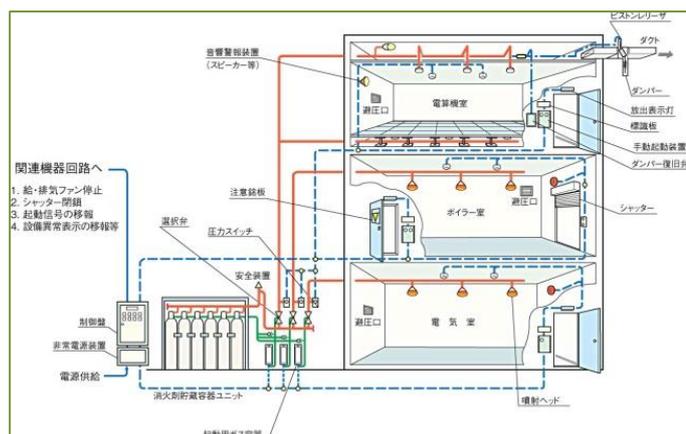
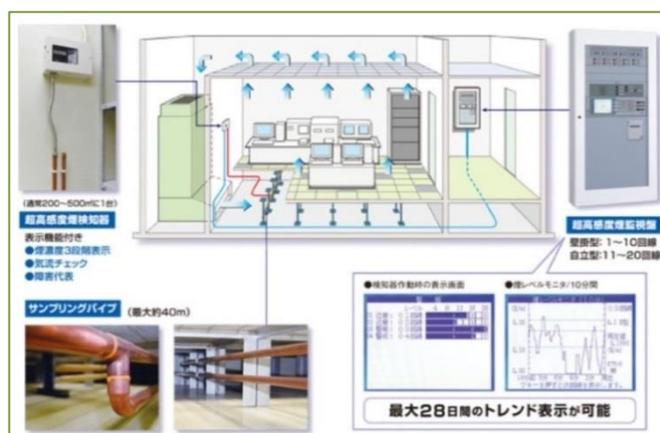


表-1 不活性ガス消火設備種の性能比較

消火剤名 ガス種	窒素系	イナート系		ハロン系	
	NN100	イナージェン	アルゴナイト	FE13	FM200
化学式	N ₂ 100%	N ₂ 52% Ar 40% CO ₂ 8%	N ₂ 50% Ar 50%	HFC23 CHF ₃	HFC227ea CF ₃ CHFCF ₃
消火原理	酸素濃度希釈	酸素濃度希釈	酸素濃度希釈	燃焼連鎖反応抑制	燃焼連鎖反応抑制
ODP	0	0	0	0	0
GWP (100年)	0	0.08	0	9000	2050
酸素濃度	12.5%	13.1%	13.0%	17.6%	19.4%
人命への安全性	安全	安全	安全	やや危険	やや危険
放出限界	良好	良好	良好	短時間不良	短時間不良
対空気比重	0.98	1.07	1.07	1.23	1.44
放出時間 (sec)	60	60	60	10	10
Sch	80	40&80&160	40&160	80	40
ガス圧 (MPa/20℃)	10.8	15.7	18.6	4.2	4.1

② 火災予兆検知システム

空調循環風量が非常に大きい情報システム室は、通常の煙感知器で検知できる煙濃度に達するまでの間、火災の発報が遅れることとなるため、入退室が制限され室内が無人となりやすい区画でもある情報システム室については、焼損事故の発生など、予兆段階、異常の早い段階で検知したいので、火災報知器に連動する「火災予兆検知システム」を設置したい。



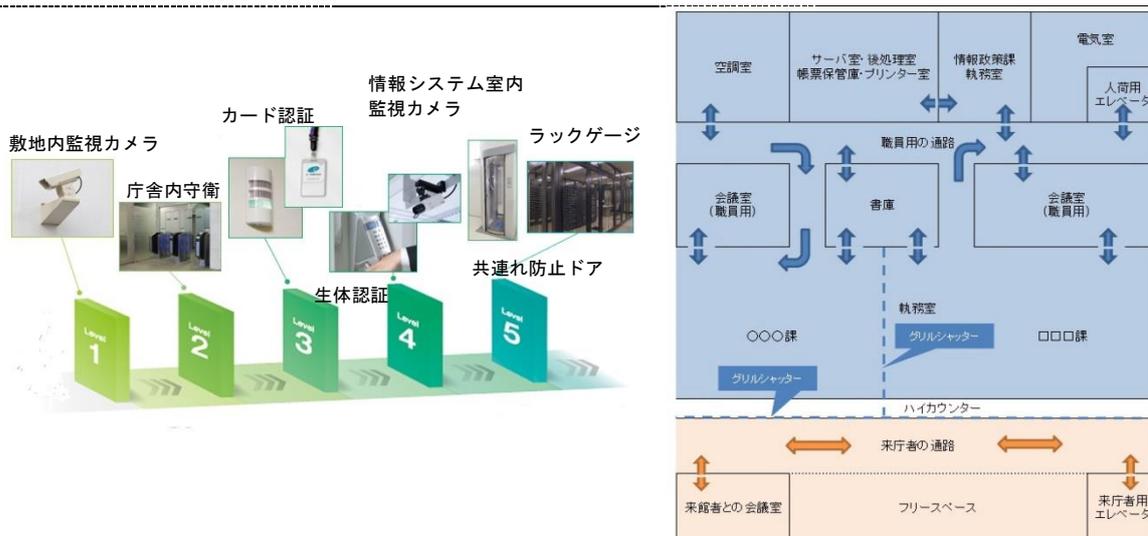
カ セキュリティ設備への対応

区画のセキュリティレベルに応じて、セキュリティ設備及びレイアウトとしたい。サーバ室等は、市民開放エリアや来庁者の動線と交差しない区画に隔離して配置することとしたい。

① セキュリティ設備

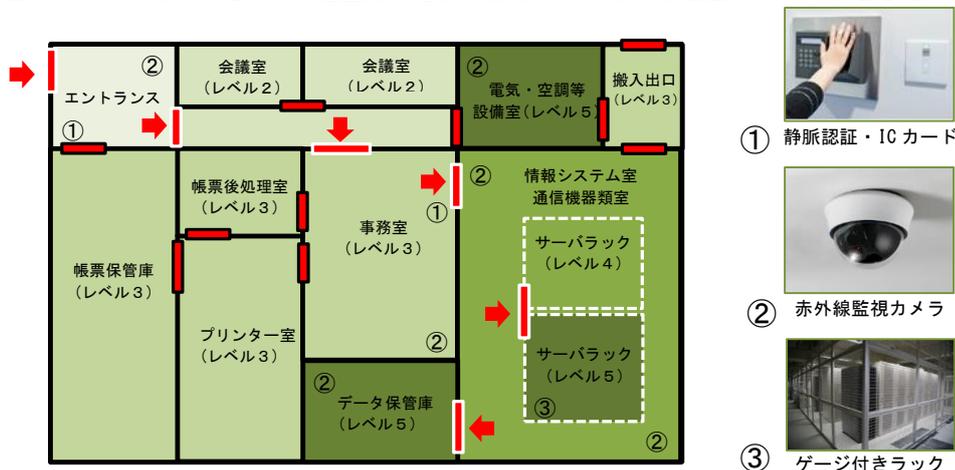
各区画のセキュリティレベルは保管されている情報の重要度に応じて、下表のとおりとしたい。なお、物理的に接続する区画・室同士は、隣接するセキュリティレベルとし、異なるセキュリティレベルの区画間ではアクセス制御が実施可能な構造としたい。

区画	対策	入退室等の管理策	脅威の種類
エントランス 来客エリア	レベル1	監視カメラ	不審者の侵入・危険物持込み
廊下、会議室 機器類搬入・搬出口	レベル2	受付、セキュリティゲート	不審者の侵入・危険物持込み 搬入物品の盗難
執務室・プリンター室 帳票後処理室・帳票保管庫	レベル3	ドア制御（鍵、カードリーダー）、アクセス記録	不正侵入・共連れ・危険物持込み
情報システム室 通信機器類室	レベル4	生体認証、監視カメラ、アクセス記録	不正侵入・不正滞在・共連れ・危険物持込み・情報不正持出し・火災
電気室・空調機室 データ保管庫・サーバラック	レベル5	共連れ防止ドア、施錠ゲージの設置、監視カメラ、アクセス記録	不正操作（破壊・改ざん）・火災



② セキュリティ区域のレイアウト

情報セキュリティ向上のための入退室管理をより厳格に行えるよう区画レイアウトとしたい。



キ その他の設備・機能に関する標準への対応

情報システム室の設備基準は、以下のとおりとしたい。なお、具体的な数値は、専門的知識を有する事業者等への協力を求めるなどして精査し決定したい。

区分	標準	考え方	補足説明	
建物	周囲	建物には避雷設備を設置すること。	落雷による障害、事故を防止するため、周囲に高い建物がない場合または落雷多発地域においては、建物には避雷設備を設置する。	避雷設備を設置し、雷撃電流を安全に大地に放流(アース)することにより、落雷による情報システムの障害のほか、内部にいる人の感電死傷、建物の損傷、火災等の事故を防止する。
		建物は情報システム関連業務専用、または建物内において情報システム関連業務専用の独立区画とすること。	安全管理の徹底のため、建物は情報システム関連業務専用、または建物内において情報システム関連業務専用の独立区画とする。	
		敷地内の通信回線・電力線は、切断・延焼の防止措置を講ずること。	情報システムのサービス中断を防止するため、敷地内の通信回線・電力線は、工事や外部からの侵入等による切断・延焼の防止措置を講じる。	庁舎敷地内に布設された通信回線・電力線は、ガス、水道等の埋設工事、外部からの侵入等による切断・延焼の防止措置を講じ、情報システムの安全性を確保する。
建物	構造	耐火建築物であること。	情報システム室のある建物は、防火対策のため、建築基準法に規定する耐火建築物とすること。	情報システム室を耐火建築物にすることにより、防犯対策、入退室管理及び空気調和の実施面でも効果が得られる。
		構造の安全性を有すること。	情報システムに障害を及ぼさないため、建築基準法に規定する構造の安全性を有すること。	建物の自重、積載荷重、風圧及び地震等の震動(横縦)ならびに衝撃に対する構造の安全性を講ずることにより、情報システムに障害を及ぼさないようにすることが必要である。
		外壁、屋根等は十分な防水性能を有すること。	情報システムに障害を及ぼさないため、外壁、屋根等は漏水の防止措置を講ずること。	外壁、屋根等の長年の使用による防水、排水性能の低下、または排水能力を超えた豪雨や排水口にゴミが詰まった場合等の漏水によって、情報システムに障害を及ぼさないよう、漏水の防止措置を講じる。
建物	開口部	常時利用する出入口は1カ所とし、出入管理設備、防犯設備を設置すること。	入退館管理を確実にを行うことによる不法侵入の防止、不審物品の搬出入防止のため、常時利用する出入口は1カ所とし、出入管理設備、防犯設備を設置する。	常時利用する出入口が2カ所以上となった場合は、それぞれの出入口において確実に入退館管理を行うか、常時利用する出入口は1カ所として、他の出入口は施錠することが必要である。
		非常口を設けること。	災害時の安全な避難と非常時持出しの円滑化のため、適切な位置に非常口を設けること。	非常口は、火災等の災害の際に、庁舎から避難するための非常出口をいい、非常口及び非常口へ至る避難通路は、建物のどの場所からも二方向に避難できる位置に設ける。
		防水措置を講ずること。	浸水及び漏水によるコンピュータ機器等への障害を防止するため、出入口、窓、機器の搬出入口等の開口部は、防水措置を講じる	水害対策として、建物出入口は地面から高くし、道路へは階段及びスロープを設けることが望ましい。
		出入口の扉は、十分な強度を持たせるとともに、錠を付けること。	防犯・防災のため、出入口には十分な強度を有する扉を設置し、錠を付けること。	出入口の扉は十分な強度を有する特定防火設備を使用し、不法侵入、危険物の投込み、延焼等を防止する。
建物	内装等	不燃材料及び防災性能を有するものを使用すること。	要員及び情報システムを守るため、内装等には、建築基準法に規定する不燃材料及び消防法に規定する防災性能を有するものを使用すること。	
		地震による内装等の落下・損壊の防止措置を講ずること。	要員及び情報システムに被害を及ぼさないようにするため、地震による内装等の落下・損壊の防止措置を講じる。	鉄骨造りの場合は、建物構造体の耐火性保持のため、柱、はり等は不燃材料により耐火被覆する。

区分	標準	考え方	補足説明	
情報システム室	位置	災害を受けるおそれの少ない位置に設置すること。	情報システムへの影響を防止するため、地震、火災、浸水等の災害を受けるおそれの少ない位置に設置すること。	情報システム室・データ保管室は、電磁界の影響を受けるおそれの少ない位置に設置する。
		外部から容易に入れない位置に設置すること。	侵入、破壊、機密漏洩等を防止するため、出入口付近及びエレベーターまたは階段で直接入れる位置を避けて設置すること。	
		室名等の表示は付さないこと。	侵入、破壊、機密漏洩等を防止するため、情報システム室・データ保管室の室名等の表示は付さないこと。	情報システム室・データ保管室の位置が消防担当者に明示できるよう、庁舎内の見取図を、建物の入口、中央管理室等で部外者の目に触れないように保管しておく。
		必要空間を確保すること。	保守、避難のため、必要空間を確保すること。	
		専用の独立した室とすること。	安全管理の徹底のため、専用の独立した室とすること。	
情報システム室	開口部	常時利用する出入口は1カ所とし、前室を設けること。	入退室管理を確実にを行うため、常時利用する出入口は1カ所とする。また、安全性を保ち、外部からの熱、湿気、塵埃の侵入を防止するため、常時利用する出入口には、前室を設ける。	
		機器類の搬入口は、1カ所とし、前室を設けること。	機器類の搬入専用の出入口を1カ所とする。また、安全性を保ち、外部からの熱、湿気、塵埃の侵入を防止するため、常時利用する出入口には、前室を設ける。	
		出入口の扉は、十分な強度を持たせるとともに、錠を付けること。	防犯・防災のため、出入口には十分な強度を有する扉を設置し、錠を付けること。	
		窓に防火、防水、破損防止措置を講じ、外部から室内の機器等が見えない措置を講ずること。	防犯・防災のため、窓を設ける場合は防火・防水措置及び窓ガラスの破損防止措置を講じ、さらに外部から室内の機器等が見えない措置を講ずること。	情報システム室は無窓とする。
		非常口、避難器具、誘導灯等を設置すること。	災害時の避難と非常持出しの円滑化のため、情報システム室には適切な位置に非常口及び避難器具を設置すること。また、非常口への誘導灯及び誘導標識を設置すること。	
情報システム室	構造・内装等	独立した防火区画とすること。	建物内他区画からの火災の延焼防止のため、情報システム室・データ保管室は、建築基準法に規定する独立した防火区画とすること。	建物の構造上、防火区画のデータ保管室を設置できない場合は、火災から一定時間安全に磁気媒体のデータを守る耐火金庫、耐火キャビネット等のデータ保管庫を使用する。
		漏水防止対策を講ずること。	建物、設備等の損傷及びコンピュータ機器等に対する障害を未然に防止するため、天井、壁、床面からの漏水防止対策を講ずること。	
		静電気の防止措置を講ずること。	情報システムへの悪影響を防止するため、情報システム室の床表面材料は、静電気の発生、帯電等による影響を防止する措置を講ずること。	
		内装等には不燃材料及び防火性能を有するものを使用すること。	要員及び情報システムを火災による被害から守るため、内装等には、建築基準法に規定する不燃材料及び消防法に規定する防火性能を有するものを使用すること。	
		地震による内装等の落下・損壊の防止措置を講ずること。	要員及び情報システムへ被害を及ぼさないようにするため、間仕切壁、天井、照明器具等、地震の際に落下・損壊の危険のあるものは、落下・損壊防止措置を講ずること。	天井はつり金具と骨組で上階床からつり下げられていることが多いが、階高は4.4m～6.0m以上を確保し、室内の気積を大きくするために天井上げはしないこととしたい。
		床の耐荷重を確保すること。	サーバの省スペース化によって、サーバラック1㎡あたりの重量が増大していることを考慮すること。	必要床荷重は、1.2t以上/㎡とする。
情報システム室	設備	自動火災報知設備を設置すること。	火災が発生した場合、早期に発見、通報して、初期消火や避難等ができるように、適切な自動火災報知設備を設置すること。	煙感知による火災予兆検知システムを採用すること。 熱感知器及び炎感知器は採用しないこと。

区分	標準	考え方	補足説明	
情報システム室	設備	非常時の連絡装置を設置すること。	火災等の異常事態の発生を知らせ、初期消火、避難等について適切な指示を与えるため、非常時の連絡装置を設置すること。	非常時の連絡装置としては、非常ベル、警報サイレン、非常放送設備、非常電話等の設備があり、情報システム室・データ保管室の状況に合わせて、いずれか、または組み合わせで設置する。
		消火設備を設置すること。	火災時に備えて、適切な消火設備を設置すること。	一般に、情報システム室・データ保管室の消火設備としては、消火による機器の損傷の少ないガス系消火設備で、人体に安全な窒素系又はイナート系を採用すること。また、局所的な火災を消火するために、二酸化炭素消火器等のガス系消火器又は純水消火器を設置する。
		ケーブルの難燃化、延焼防止措置を講ずること。	ケーブルの燃焼・延焼を防止するため、ケーブルの難燃化措置を講ずることが望ましい。また、壁面等のケーブル貫通部分は延焼防止措置を講ずること。	延焼防止剤にはケーブルの着火及び延焼を防止する塗料と、ケーブルの防火壁貫通部の充填に用いる防火パテ等があり、公的機関で認められた材料を使用する。
		排煙設備を設置すること。	火災時に備えて、必要な排煙設備を設置すること。	排煙設備については、排煙口の位置、大きさ、排煙機の性能や自動開放装置等について建築基準法の規定に従い、必要な能力を確保すること。
		非常用照明設備、携帯用照明器具を設置すること。	火災等の異常事態発生時に室内要員が安全に避難できるように、情報システム室には、非常用照明設備及び携帯用照明器具を設置すること。	非常用照明設備の予備電源は、照明器具の中に電源を持つ電池内蔵型と、1カ所にまとめて大きな電池を置く電源別置型の2種類があるが電池内蔵型を採用する。
		水使用設備を設置しないこと。	漏水による情報システムへの影響を防止するため、情報システム室・データ保管室に水使用設備を設置しないこと。	壁、天井、直上階の床等からの漏水を防止するため、防水措置を講ずるとともに、漏水に対して迅速に検知できるように、配水管の周辺には漏水検知器を設置する。
		地震感知器を設置すること。	情報システムの運転継続を判断し、データ破壊や電気火災等の二次災害発生を防止するため、情報システム室には地震感知器を設置することが望ましい。	地震感知器は、設定された規模以上の地震に対して音、ランプによる警報を発し、震度の大きさを表示する。
		出入口には出入管理設備、防犯設備を設置すること。	不法侵入を防止するため、情報システム室・データ保管室の出入口には入退室者を識別、記録する出入管理設備を設置すること。さらに、防犯設備を設置することが望ましい。	
		温湿度自動記録装置または温湿度警報装置を設置すること。	情報システムの予防保全、障害時の原因分析のため、温湿度自動記録装置または温湿度警報装置を設置すること。	温湿度を測定する位置は、コンピュータ機器の排気及び空調設備からの吹出空気が直接当たる場所、出入口付近等、温湿度の変化の大きな場所を避けて設置する。
ネズミの害を防止する措置を講ずること。	ネズミによってケーブルが害を受けることを防止するため、適切な措置を講ずることが望ましい。	同じ建物内に厨房、飲食店等、ネズミの生息に適した場所がある場合は、ネズミの被害を防ぐために、食料品の完全格納、残飯等の完全処理等について設備面の配慮を依頼すること。		
情報システム室	コンピュータ機器・什器・備品	什器・備品は不燃性とする。	引火と火災拡大を防止するため、什器・備品はスチール製品等の不燃性とする。	情報システム室・データ保管室で使用する消耗品や書類についても、防火上収納方法を考慮すること。
		静電気防止措置を講ずること。	情報システムへの悪影響を防止するため、コンピュータ機器、什器・備品は、静電気防止措置を講ずること。	
		耐震措置を講ずること。	地震の際に要員やコンピュータ機器に影響を与えないよう、コンピュータ機器及び什器等の耐震措置を講ずること。	コンピュータ機器の移動、転倒を防止する耐震施工方法は、機器の重量、形状、設置場所等やメーカーによっても推奨する施工方法が異なることも考えられるが、建物全体が免震構造であるか否かに関わらず、縦方向の揺れにも対応した三次元免震床構造を採用する。

区分	標準	考え方	補足説明
	運搬車等に固定装置を取り付けること。	地震の際に要員やコンピュータ機器に損傷を与えないよう、磁気テープ、磁気ディスク等の運搬車等は、制動または固定する装置を取り付けること。	運搬車等を制動または固定するための装置としては、以下のような例がある。 (1) 車輪にキャストストップ、ブレーキ等を取り付ける。 (2) ロープ、鎖等により固定する。
電源室・空調室	災害を受けるおそれの少ない場所に設置すること。	情報システムへの影響を防止するため、地震、火災、浸水等の災害を受けるおそれの少ない場所に設置すること。	
	保守点検に必要な空間を確保すること。	機器、装置等の保守点検及び災害時の避難のため、必要な広さ、高さの空間を確保すること。	電源室・空調室の機器の配置については、関係法規に定める距離を有することが必要である。なお、フリーアクセス床高は、600mm以上とする。
	専用の独立した室とすること。	保守管理及び障害の拡大防止のため、他の室とは独立した専用の室とすることが望ましい。	専用の独立した室とは、電源室・空調室が、情報システム室、データ保管室、事務室等と併用されていない室をいう。また、情報システム室の静音を図る。
	無窓とし、錠を付けた扉を設置すること。	外部からの侵入防止、防火、防水のため、無窓とすることが望ましく、錠を付けた扉を設置すること。	扉は錠を付けた特定防火設備を使用し、十分な強度を持たせること。
	耐火構造とすること。	火災による延焼防止のため、耐火構造とすること。	電気配線等が電源室・空調室の耐火構造の壁面等を貫通する場合は、延焼防止措置を講ずること。
	自動火災報知設備を設置すること。	早期に火災を発見するため、自動火災報知設備を設置すること。	感知器としては、熱感知器、炎感知器及び煙感知器があるが、煙感知による火災予兆検知システムを採用すること。
	ガス系消火設備を設置すること。	火災時に備えて、全域放出型のガス系消火設備を設置することが望ましい。	電源室・空調室の構造等により全域放出型のガス系消火設備が設置できない場合は、移動可能な二酸化炭素消火器等のガス系消火器を設置することが必要である。
	空調設備の漏水防止措置を講ずること。	漏水による障害を回避するため、冷却水の水漏れ、結露等による漏水の防止措置を講ずること。	空調室においては、空調設備の周辺または直下に受皿、防水堤、排水口等を設置することにより、空調設備からの冷却水の水漏れ、結露、ゴミのつまり等による漏水の防止措置を講ずること。
	ケーブル、ダクトからの延焼防止措置を講ずること。	延焼を防止するため、ケーブル、ダクトからの延焼防止措置を講ずること。	
電源設備	電源設備の容量には余裕を持たせること。	情報システムに必要な電力を安定的に供給するため、電源設備の容量には余裕を持たせること。	ここでいう電源設備の容量とは、変圧器の定格容量、発電機の定格出力及び配線の許容電流等をいう。なお、必要電気容量は、4.0kW以上/ラックとする。
	電源は複数回線で引き込むこと。	受電設備の障害時に備え、電源は複数回線で引き込むことが望ましい	複数回線の受電方法としては、以下のような例がある。 (1) 本線、予備線2回線受電 (2) ループ受電 (3) スポットネットワーク受電
	良質な電力を供給する設備を設置すること。	情報システムを安定稼働させるため、良質な電力を供給する設備を設置すること。	情報システムを常時安定的に稼働させるため、品質の良い電力を供給することができるように無停電電源装置を設置する。
	自家発電設備、蓄電池設備を設置すること。	停電時でも情報システムを継続して稼働させるため、自家発電設備及び蓄電池設備を設置すること。	外部からの電源供給が停止したときは、非常時優先業務の継続するために必要な電力を発電する自家発電設備を設置する。
	電源設備には避雷設備を設置すること。	落雷による被害を防止するため、電源設備には避雷設備を設置すること。	避雷設備としては、高圧電路には避雷器、低圧電路には避雷器、電源保護用保安器及び異常電圧吸収装置等の最適なものを採用する。
	電源設備には耐震措置を講ずること。	地震による移動、損傷等を防止するため、電源設備には耐震措置を講ずること。	建物全体が免震構造であるか否かに関わらず、縦方向の揺れにも対応した三次元免震床構造を採用する。
	分電盤からコンピュータ機器への電源の引込みは	情報システムへの影響を最小限にするため、コンピュータ機器への電源の引込みは専用分電盤から専用回路にて配線すること。	

区分	標準	考え方	補足説明
電源設備	専用とすること。		
	負荷変動の激しい機器との共用を避けること。	情報システムに安定して電力を供給するため、情報システムと負荷変動の激しい機器との電源系統は分けること。	負荷変動の激しい機器とは、エレベーターや空調設備等、電源の起動、停止の頻度が高く、消費電力の大きな機器をいう。
	情報システムのアースは専用とすること。	電源設備や電気機器等からの影響を防止するため、情報システムのアースは専用とすること。	
	過電流、漏電により各機器に障害を及ぼさないよう措置を講ずること。	各機器に障害を及ぼさないように、過電流や漏電への措置を講ずること。	情報システムの回路が漏電あるいは短絡したとき、感電、火災の発生を防止するため、漏電遮断器または漏電警報器を分電盤の各回路に設けること。
	防災、防犯設備用の予備電源を設置すること。	停電した場合でも防災、防犯設備が作動するように、予備電源を設置すること。	ここでいう予備電源とは、防災、防犯設備に給電している商用電源が停電等により断たれた時、所定の時間、防災、防犯設備の機能を確保するための電源で、自家発電設備や蓄電池設備等をいう。
空調設備	空調設備の能力には余裕を持たせること。	情報システム室の温湿度を適切に調整するため、空調設備の能力には余裕を持たせること。	
	空調設備は安定的に空気調和できる措置を講ずること。	情報システムの継続した運用を確保するため、空調設備には安定的に空気調和ができる措置を講ずること。	給水系統は通常、1系統であるが、自然災害による断水に備えて、サーバの空調方式で冷却塔を利用する方式を採用した場合、冷却塔のための補給水を確保するために給水経路を2系統確保する。排水系統は逆流対策を講じる。
	空調設備は情報システム室専用とすること。	情報システム室の温湿度制御を的確に行うため、空調設備は他の室との共用を避け情報システム室専用とすること。	
	空調設備の予備を設置すること。	障害の発生に備えて、主要な空調設備機器については予備を設置することが望ましい。	空調設備機器は2台構成を基本として冗長化したい。
	空調設備には自動制御装置、異常警報装置を設置すること。	空調設備を安定的に稼働させるため、各種の自動制御装置のほか、機器の異常を迅速に検知する異常警報装置を設置すること。	空調設備の自動制御装置は、温湿度の変動に的確に反応するため、室内温湿度や空調機器の運転状態等の監視、空調機器の最適制御等の遠隔操作を集中的に行うものである。
	空調設備には侵入、破壊防止対策を講ずること。	情報システムの運用に支障を来さないようにするため、空調設備には侵入、破壊に対する防止対策を講ずること。	
	空調設備には耐震措置を講ずること。	地震による移動、損傷等を防止するため、空調設備には耐震措置を講ずること。	
	空調設備の断熱材料、吸排気口は不燃材料とすること。	火災時の空調設備の損傷を防止するため、空調設備のダクト等の断熱材料及び吸排気口は不燃材料とすること。	
回線関連設備	回線関連設備には錠をつけること。	不正アクセス、破壊等の不法行為を防止するため、情報システム室外に設置される回線関連設備の機器収容架等には錠を付けること。	情報システム室内に設置されたモデム等回線関連設備の機器収容架等については、情報システム室の前室で入退室管理を行うことにより、錠と同じ機能を持たせることができる。
	回線関連設備の設置場所の表示は付さないこと。	部外者に回線関連設備の設置場所を知らせないため、設置場所の表示は付さないこと。	
	回線は、専用の配線スペースに設けること。	回線を障害及び犯罪から防護し、また、他の電源ケーブル等からのノイズの混入を防止するため、専用の配線スペースに設けることが望ましい。	干渉防止のために、電源ケーブルとLANケーブルの配管は分離する。

4 アクセス道路ワーキンググループ

(1) 構成員

土木課長（リーダー）ほか7人

(2) 検討内容

複合新庁舎及び駐車場周辺の交通状況及びアクセス道路に係る事項について現状分析から問題点を抽出し、検討結果として道路改良計画案をまとめる。

(3) 開催状況

日程		協議内容
第1回	平成29年9月25日（月）	現状把握、問題点の抽出（分析）
第2回	平成29年10月25日（水）	まとめ

(4) 検討結果（まとめ）

ア 交通アクセス

(ア) 新庁舎への車両出入口について

- ① 新庁舎敷地の西側（市道宮島本線）は辺長が短く（50m）交差点が近いことや宮島本線の通行量多いことから、円滑な出入りが期待できないと考えられる。
- ② 敷地南側の役場前通線においては辺長が80m有り、交差点からの距離を考慮した出入口の設置が可能であると考えられる。
- ③ 公用車や利用者の動線を考慮した補助的出入口や大型バスやタクシーの出入りについて検討する必要がある。
- ④ 新庁舎の一階部分を駐車場とするなど、利用者や障害者等の利便性に考慮した整備が必要であり、その際上記③の動線との区分を検討が必要である。
- ⑤ 宮島本線と役場前通線の交差点に隅切り部については、バス等の進入を考慮した計画が必要である。

(イ) 歩行者、自転車、車両等に配慮した周辺道路整備について

- ① 新庁舎への主たる経路は、宮島本線を経由し役場前通線からの利用が考えられるが、2号館との交差点に右折レーンが無いことや歩道の有効幅員が統一されていないことから概略の検討を行った。

正規の右折車線を設けた場合（3.0m+2.5m=5.5m）と広幅員車線（W=4.5m）計画について次のとおりとなった。

- 交差点に正規の規格（車道3m+右折車線2.5m+歩道2.5m、図①）を計画した場合、宮島本線においては、交差点より南側の土地開発公社、鹿児島銀行や2号館南側来客駐車場の南東にあるアパート、店舗の私有地を計画用地として確保する必

要がある。

また、交差点より北側においては、2号館敷地側に歩道幅を確保することや新庁舎敷地側にはバス停があることから、バス停車帯を設置する必要がある。

役場前通線においては、交差点より東側の新庁舎敷地及びその南側の私有地が計画用地として確保する必要がある。また、交差点より西側の2号館と隣接する私有地（不動産業）及び南側来客駐車場が計画用地として確保する必要がある。

- 宮島本線のみ右折車線を広幅員道路（W=4.5m、図②）で計画し、鹿児島銀行、開発公社敷地及び2号館敷地南側に掛けない場合では、南側来客用駐車場南東側の私有地及び2号館東側の歩道用地が必要となる。また、この計画では宮島本線が食い違い交差点（40cm）となり、宮島本線の歩道幅員が2.3mとなることや一部区間において2m未満となる。

② 新庁舎周辺の歩道整備について

国道10号及び県道下手山田帖佐線の歩道は、「自転車歩道通行可」であるがこの路線から本庁舎までは歩道幅員が狭く「自転車歩道通行可」になっていないため、歩道拡幅の整備が必要となるが、前記①のとおり新たな用地の確保が必要であるため、自転車通行のあり方を検討する必要がある。

また、開発公社側と南側来客用駐車場沿いの歩道部植栽は、撤去し有効幅員を確保する必要がある。

帖佐駅からの歩行者動線としては、県道下手山田帖佐交差点から役場前通線が主な経路として位置づけられることから、役場前通線の北側に新たな歩道を設置する必要がある。さらに、宮島本線の歩道は、視覚障害者用ブロックが設置されていないことや旧タイプのマウンドアップ形式であること、路面がインターロッキングやアスファルトであり統一されていないため、再整備の検討が必要である。

③ バス停車帯の設置について

宮島本線の新庁舎敷地側にバス停車帯を設置することは可能であると考えられるが、2号館側の車線には設置可能なスペースがないことから、設置場所の検討が必要である。計画案として南側来客用駐車場南東側の私有地を購入することで、道路・歩道の拡幅とバス停車帯の整備が可能となるが、所有者等の理解と整備費が膨らむこととなることから費用対効果等の検討が必要である。

イ 新庁舎敷地東側の役場東線の廃止、付替えについて

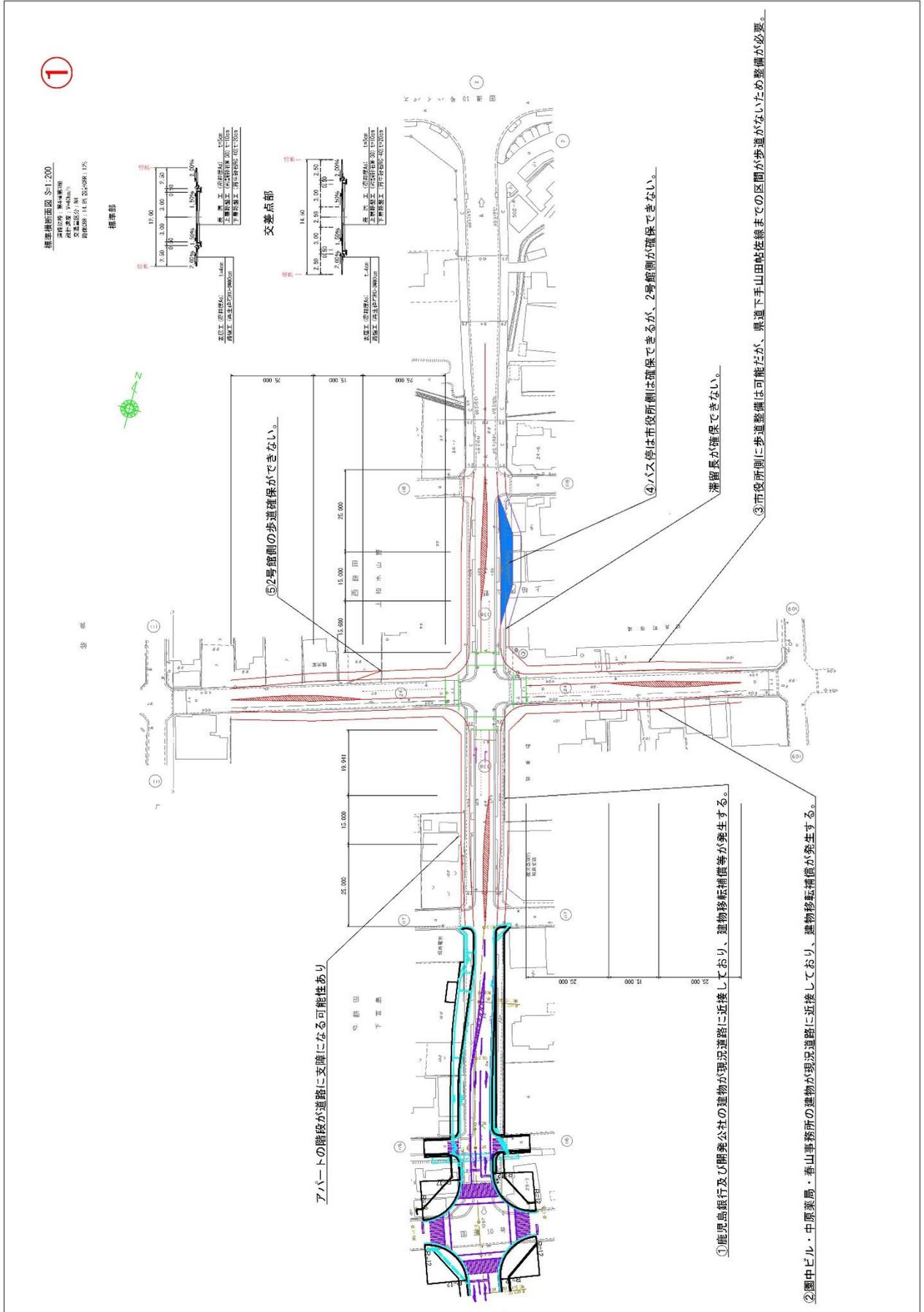
- (7) 廃止、付替えについては、新庁舎のプランや利用者の利便性等を考慮し、地域住民への十分な説明と議会の議決が必要となることから廃止、付替えを前提とした庁舎計画では無く、様々な角度からの検討が必要である。

- (イ) 廃止、付替えを行う場合は、都市計画法に基づく開発許可申請を行う必要があり、その際に地域住民への説明状況や議会の議決が必要である。
- (ロ) 計画案には東側駐車場を公用車駐車場として利用する計画もあることから、敷地内道路や補助的出入口としての既存利用の検討が必要である。
- (ハ) 庁舎建設計画に役場東線を跨ぎ本館と東館（東側駐車場）に連絡通路又は庁舎（道路上施設）を計画する検討も必要である。

ウ 駐車場について

- (7) 案では南側来客用駐車場をメインとなる立体駐車場、新庁舎南側の一部に車寄せ、東側駐車場に立体駐車場兼倉庫が計画されている。しかし、来客車輛の利便性及び検診車や研修等のバス、資材搬入のトラック、タクシー利用者に配慮した整備が必要であり、十分検討する必要がある。

新庁舎敷地の一角に障害者専用の駐車場が配置されると考えられるが、案では交差点に近いこと事故の危険性が高いと考えられる。また、南側立体駐車場からの動線は交差点の歩道2か所を横断することになり、利便性及び降雨等の配慮に欠けると考えられるため、新庁舎の1階部分を駐車場として利用する検討が必要である。その場合には、ア(7)④に記載した一般利用車輛とバス、タクシー等の位置区分や動線を検討する必要がある。



5 市民交流ワーキンググループ

(1) 構成員

企画政策課長（リーダー）ほか7人

(2) 検討内容

市民交流スペース、会議室の市民開放、飲食スペース及び市民交流に係る事項について「来庁者（市民等）」「職員」それぞれの視点から現状の問題点を抽出し、その対策をまとめる。

(3) 開催状況

日程		協議内容
第1回	平成29年9月25日（月）	課題、問題点の抽出（分析）
第2回	平成29年10月6日（金）	対策のまとめ

(4) 検討結果（まとめ）

ア 来庁者（市民等）に関する事項

課題・問題点等	課題・問題に対する対策等	
自由に利用できる待合スペースがない	支持された対応策	大型テレビを視聴しながらお茶を飲みながら、自由に利用できるスペースを設ける。（長いす・テーブル・ソファがあれば良い。）
	その他の対応策	窓口とは少し離れた場所にいすやソファなど並べて待合スペースを設ける。（できればテーブルも設置）
		1階にインフォメーションと待ち合わせスペースを設置。 基本設計の段階で待合スペースを検討してもらう。
市民が利用できる会議室等がない （（農政・教委の集約により）会議室が少ない）	支持された対応策	庁舎の空スペースを仕切って会議室にする。
		2号館を市民交流スペースとして活用。（セキュリティの面からも） 公民館や他施設の利用状況を把握し、会議室の必要性を検討する。（規模・数など）
	その他の対応策	2号館3階を「大フロア」にし、イベントスペースとして利用する。（市民にも開放） 各種市民団体や少人数グループによる会合ができるよう、また、行政との連携が取りやすい位置に大・中・小会議室を設ける。

		2号館を会議室・研修室など業務や市民が利用できる施設とする。
ATMが分散している	支持された 対応策	共同ATMやインターネット銀行対応ATMの設置を行い、単純に数を置かない。(3~5台程度)
		基本設計の段階で集約するように検討してもらう。
	その他の 対応策	会計課の横にATM機複数配置する。
		コンビニを置く。
売店がない	支持された 対応策	定期的にひとブース(スペース)を貸し出し、例えば福祉作業所で作った食品等を販売してもらう。(売店機能・地場産業紹介・障がい者支援)
		コンビニ、カフェの設置。(利用料は市の歳入に)
		庁舎内にコンビニ等を誘致する。(もしくは売店)
	その他の 対応策	売店を設置する。軽食、切手、印紙、香典袋、ストックキング、おやつ等がほしい。(互助会運営)
独立したキッズスペース、おむつ替えスペースがない	支持された 対応策	男性用・女性用それぞれのトイレの中におむつ替えスペースを設置する。(おむつ替えの専用スペースが設置できない場合)
		事業所内保育施設と関連させて子育て世帯へのアピールと子どもも利用しやすい施設として両立を図る。
		託児所併設のキッズスペースと子供連れ対応トイレを置く。
	その他の 対応策	来庁者が用務を済ませるまで、子どもが遊んだりできるスペースを窓口近くに配置する。
その他	その他の 対応策	バリアフリー対応を。(いまどき当たり前なので(トイレを含め))
		物産コーナーや作品展示コーナー(市民が利用できる)を設ける。
		民間資金活用のスキームを用いて上層階部分など庁舎機能を使わない部分を居住や宿泊などの利用を図る。
		本庁舎は行政機能とし、2号館の市民生活・保健福祉を本庁舎へ移動(ワンストップサービス)
		最上階にレストラン、展望スペース、打合せスペース、売店、展示スペースなどを設置
		市民にもWGをしてもらったら。

イ 職員に関する事項

課題・問題点等	課題・問題に対する対策等	
職員用の更衣室やシャワー室がない	支持された対応策	男女別の職員控室(休憩室・シャワー付)を配置。可能ならば、畳部屋。(女性ならではの体調不良もあり、横になれる空間がほしい。)
	その他の対応策	更衣室(シャワー付)があることでマイカー通勤から徒歩(ジョグ)や自転車通勤者が増え、駐車場問題の解決の一つになる。 作業服や礼服に着替えたい時に、利用できる個室を設ける。
職員用の食事スペースがない	支持された対応策	食堂やカフェのスペースを設ける。(職員・来客が自由に利用できるもの、コーヒーでも飲みながら会話のできるもの)
	その他の対応策	食堂を作り、そこでお弁当も食べられるようにする。 最上階に市民も利用できるレストランを設置。 窓口から見えないようにパーテーションで仕切りをつけて、食事スペースを作る。(場所が少ない場合)
その他	その他の対応策	少人数(10名以内)で利用できる会議室を5~6室設ける。(壁を広げて大会議室にもできるようなもので) 防犯上の対策を(職員が逃げられるような対策を)(火災等を含め)